

10-1 緊急援護物資（防災危機管理課）

（R6.4.1 現在）

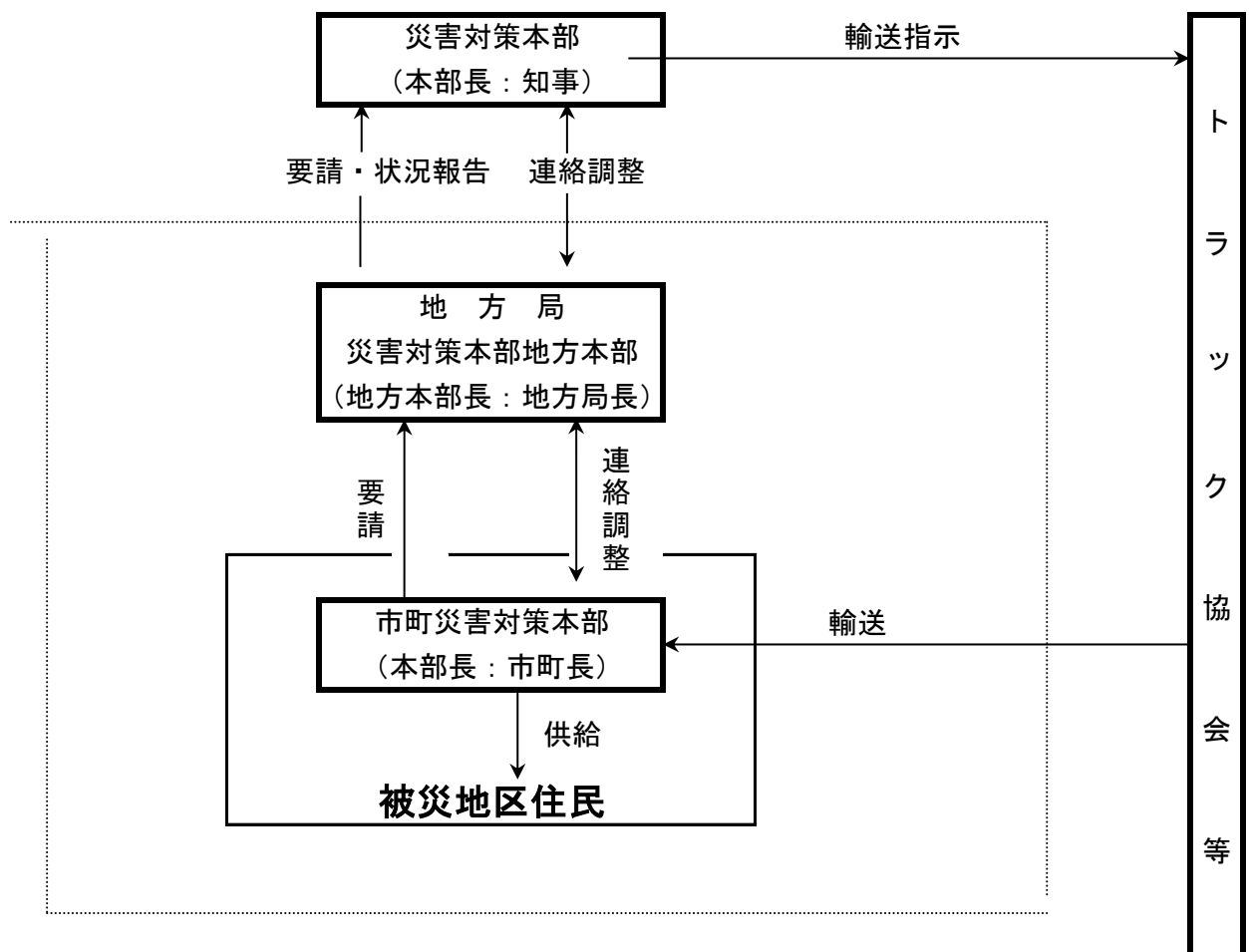
資 機 材 名	数 量
アルファ米（アレルギー対応）	20,000 食
粉ミルク（アレルギー対応）	12 kg
哺乳ボトル	500 本
毛布	7,730 枚
日用品セット	1,000 セット
担架	50 台
ポータブルトイレ及びプライベートスクリーン	50 組
抗菌シート	30 枚
医薬品	10 セット
医療資機材	10 セット

※上記掲載物資のほか、避難所等での感染症対策のため、消毒液、非接触式体温計、消毒用オートディスペンサー、有症状者隔離用テント、キャンピングベッド、感染症対策用ガウンセット、段ボールベッド、段ボールパーティション、サーモゲート等を備蓄。

10-2 緊急援護物資管理及び輸送体制（防災危機管理課）

〔基本的な考え方〕

- 被災者に対する物資の供給は、一次的には市町の役割であり、県の備蓄物資は、これに緊急的に応援するもの
- 物資の供給は、市町等から要請があり県災害対策本部長（知事）が必要と認めた場合に行う



10-3 各市町備蓄物資一覧表（防災危機管理課）

令和6年4月1日現在

番号 品目 市町名	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)	(28)	(29)	(30)	(31)	(32)	(33)	(34)	(35)
	備蓄 箇所	備蓄倉庫 延べ床面 積 (㎡)	食 糧 品（食）															飲料水 (ℓ)	毛布 (枚)	毛布 代替品 (枚)	マット (枚)	ト イ レ					粉ミルク (kg)	内アレル ギー対応	哺乳瓶 (本)	小児用 紙おむつ (枚)	大人用 紙おむつ (枚)	日用品 セット (セット)	生理 用品 (セット)	タオル (枚)	ブルー シート (枚)
			アルファ 米	内アレル ギー対応	内高齢者 食	乾パン	サバイバ ルフーズ	クラッカー ビスケット	スティック パン	非常食 セット	保存パン	乾燥餅	即席 味噌汁等	レトルト 食品	即席麺	羊羹	缶詰					携帯 トイレ (セット)	簡易 トイレ (基)	仮設 トイレ (基)	マンホール トイレ (基)	凝固 防臭剤 (個)									
松山市	228	1,258	100,129	83,579	4,489		4,310	21,271						14,280				42,306	24,075	5,020	829	52,404	5,020	8	146	19,204	100	100	1,534	17,402	4,980	49,858	47,427	1,000	5,886
今治市	24	2,555	79,432	79,432	28,740		10,560				23,921							16,476	9,297		5,809		668			124,900	16	16	2,968	5,622	9,720	14,878	13,320	516	1,574
宇和島市	194	1,377	49,560	19,744							1,428				2,000			105,708	7,052	7,442	4,885	50,000	226		54	68,900	455	13	42			40	16,308	1,402	118
八幡浜市	127	857	19,435								5,902						3,528	14,496	701		190		130		22	14,500	32	13	1,300	4,672	1,080	1,150	10,512	2,000	86
新居浜市	76	760	10,580	9,380	1,200													6,312	11,682			77,800	538		40		3		196	1,972	1,191		784		420
西条市	108	702	41,097	17,840		4,680			5,262	1,300								16,800	6,322		7,240		860		216	27,400	19	6	684	10,290	11,102	100	8,499	3,000	1,110
大洲市	69	395	4,825	4,825		4,822			4,758									18,970	932	590	1,000	10	604			38,681			108	1,552	485		5,785	386	170
伊予市	46	176	5,106	5,106	700	72			288		2,254		822	8,652	780			2,895	1,905	2,423	60	1,289	392		6	86,400	8		288	952	444	95	1,082	180	92
四国中央市	14	480	9,647								4,296							9,540	2,246	198			276		74	12,700	10			1,336	512				214
西予市	25	632	7,950	3,950					1,420		5,028		500	90		1,600		15,172	5,597	9,000	2,865		364				12	6	40	556	160	198	610	39	47
東温市	21	250	8,050	8,050			460	528			3,996		1,000					13,994	2,055				103		34		10	10	480	2,744	1,308		10,260		756
上島町	11	66	10,760	10,760	10,760		7,043				3,048			8,188				11,804	1,160				57	29		7,000				1,996	5,016		5,544		107
久万高原町	5	88	5,256	4,306	5,256								1,150	2,862				5,673	790	180	120		15		5	6,000	2	2	288	1,654	238	800	860		140
松前町	11	100	1,800								11,300							5,892	12,245			7,250	38		20	3,010	20		100	3,760	2,658	144	6,048	300	60
砥部町	20	200	3,398	1,273				951			307			1,829			1,121	3,570	853		420		45			1,400			96	1,984	910	100	90	30	154
内子町	11	200	9,700	8,300									2,150	1,362		200		3,139	950				26			3,000	5			1,800		1,290		32	
伊方町	3	100	25,200					9,600			19,760		42,620	14,040				47,532	2,000	1,000		50	2			6,000			20	2,600	1,000		500		20
松野町	10	44	2,932															2,448	857		34		26							1,392	924		900		
鬼北町	19	148	1,000					576			384							5,004	639	2,000	132	4,600	27				5	2	96	1,198	2,160		2,376		228
愛南町	311	4,854	11,100	11,100		12,648					9,840			3,200			9,696	15,900	8,840	6,368			521			35,000	19		1,150	3,268	1,294		910		238
愛媛県	16	1,344	20,000	20,000															7,430				50			1,500	12	12	500			1,000			
合計	1,349	16,586	426,957	287,645	51,145	22,222	22,373	48,630	1,300		96,243		48,242	54,503	2,780	1,800	14,345	363,631	107,628	34,221	23,584	193,403	9,988	37	617	455,595	728	179	9,890	64,950	46,982	68,363	133,105	8,853	11,452

番号 品目 市町名	(36)	(37)	(38)	(39)	(40)	(41)	(42)	(43)	(44)	(45)	(46)	(47)	(48)	(49)	(50)	(51)	(52)	(53)	(54)	(55)	(56)	(57)	(58)	(59)	(60)	(61)	(62)	(63)	(64)	(65)	(66)	(67)	(68)	(69)	(70)	(71)
	テント (張)	パーソナル テント (張)	担架 (台)	医薬品 (セット)	救急 セット (セット)	懐中 電灯 (個)	カセット コンロ (台)	カセット ボンベ (本)	非常用 飲料水袋 (枚)	給水 容器 (個)	ラップ (巻)	その他																								
												ジャッキ (台)	鋸 (丁)	スコップ (本)	バール (本)	ハンド マイク (本)	ラジオ (台)	浄水器 (台)	間仕切り パネル (セット)	発電機 (台)	投光器 (台)	ポケット ティッシュ (個)	箱 ティッシュ (箱)	トイレット ペーパー (ロール)	トラベル セット (セット)	抗菌 シート (枚)	石鹸 (個)	紙皿 (枚)	紙おわん (個)	紙コップ (個)	割り箸 (本)	食器 セット (セット)	リヤカー (台)	メガホン (台)	先われス プーン	電池
松山市	21	892	92		174		495		29,050				151	577	206	15	150		56	191	191			2,592							30	191				
今治市	5	207	63	5	178	420	732	2,976	9,450		5,280	76	205	838	187	75	216	17	1,394	124	104		170	4,205				22,832		22,660	24,533	27	41		579	
宇和島市	6	69	67	31		103	108	2,418	9,000	376	81			25	1				2,791	153	258		412				305				170	52	52		16	
八幡浜市		350	65		8	10							50	43	42				67	65			900						3,000	2,500		65				
新居浜市					60	510											342	191	188			2,220														
西条市	597		10		16	20			3,190	145							505		15	103	101	3,000		8,437												
大洲市	1		15			21	1,130		91		62	278	20				103	167	748		384				59	286	11		8,178	1,000						
伊予市		144	8		55	68	5		200	0	960		34	75	24		6	3	696	65	45			480			284		1,700		1,845				432	
四国中央市		5	6		4	40	22	18	7,160	19				40					2	77	196		2,880											656		
西予市	129	204	21		8	10			1,260	20		8	36	70	7		5		950	50	44		420		2,016								6			
東温市	8	1,410	8		2	28	44	393	1,500	16		2	5	54	11	26		2	9	69	56			912						2,100	2	10				
上島町		20	39		27				1,417					100	2		27		39	64		1,354	6,936					21,880	27,150	27,400		6	54			
久万高原町		180	12			10	7	36		50		12	27	22	27	50		6	2	60	49								478		5					
松前町						11			510									11	10	20		320	96	500		96	1,960	2,000	1,470	5,000				2,000	120	
砥部町		223	11		8		2		2,000	92	10		13	76		1	7		21	13												2				
内子町						6							10	43					100	4	2	700									1,000		1			
伊方町	20		4		2									6	4	2			1	1								27,600	25,200	25,000						
松野町					2	60	9	27					9	9	9				128	9	22										100	4				
鬼北町	32	16				85		157											200	18	18										5			510		
愛南町	116	152	163		174	326			1,883				163	163	326	163			30	36	36			544												
愛媛県		50	50	10																						30										
合計	935	3,922	634	46	718	1,728	2,554	6,025	66,711	718	6,393	376	723	2,141	846	332	1,258	322	6,739	1,845	1,285	6,304	2,676	27,982	2,575	316	696	1,960	82,490	59,998	82,560	29,778	359	164	2,000	2,313

10-4 家畜飼料の取扱業者一覧表(畜産課)

	業者名	所在地	取扱飼料	電話番号
1	森井キナコ (株)	四国中央市中曾根町1275	単体飼料	0896232214
2	エヌ・エヌ・エフ・フローズンシステムズ株式会社	四国中央市川之江町番外683-53	混合飼料	0896588833
3	株式会社サガネ物流	四国中央市長田中洲1681	混合飼料	0662023231 (本社)
4	住友化学 (株) 愛媛工場	新居浜市惣開町 5 番 1 号	飼料添加物	0897371711
5	今井醤油醸造所	新居浜市中筋町1-7-44	単体飼料	不明
6	アサヒビール (株) 四国工場	西条市ひうち 2 番地 6	混合飼料ほか	0897532200
7	(株) 鳥谷商店	西条市朔日市431番地	単体飼料	不明
8	(有) かんこめ	西条市朔日市554番地2	単体飼料	不明
9	(株) 植松食糧	今治市松本町 5 丁目1-20	単体飼料	0898325590
10	伯方果汁 (株)	今治市伯方町木浦甲4515-8	単体飼料	0897722825
11	(株) リサイクル加藤	今治市喜田村 7 丁目2-1	単体飼料	0898350749
12	長崎工業 (株)	今治市徳重87番地	単体飼料	0898230404
13	カネミ倉庫 (株)	松山市内宮町2004	単体飼料	0899780928
14	(有) サンビオ	松山市緑町 1 丁目4-8	配合飼料ほか	0899877545
15	(株) えひめ飲料	松山市安城寺町478番地	単体飼料	0899231511
16	(株) 中温	松山市小栗1丁目2-28	混合飼料	0899435211
17	(株) 程野商店	松山市高岡町285-1	単体飼料	0899713233
18	水口酒造 (株)	松山市道後喜多町3-23	混合飼料	0899246616
19	(株) 一六本舗	松山市東石井1-7-13	単体飼料	0899635716
20	愛麺 (株)	松山市高岡町81-1	単体飼料	0899728100
21	(株) Mizkan	松山市朝生田町2-10-31	単体飼料	0899335438
22	(株) 愛南リベラシオ	松山市千舟町4丁目3-7青野ビル1F	水産用混合飼料ほか	0895820023
23	(株) クリビオ	松山市鷹子町794番地2	混合飼料	0899929810
24	日本ユニプロ株式会社	松山市河原町4番地15	単体飼料	0899454550
25	愛媛県漁業協同組合	松山市二番町4丁目6番地2	水産用混合飼料ほか	0899338879 (代表)
26	有限会社四国フード	松山市今在家3丁目5-24	単体飼料	不明
27	有限会社八木食品	松山市上野町甲1560-1	単体飼料	不明
28	佐々木食品株式会社	松山市西垣生町386-2	単体飼料	不明
29	萩井司郎	松山市中野町甲419-2	単体飼料	不明
30	有限会社北川製館所	松山市末広町5-12	単体飼料	不明
31	有限会社光田商店	松山市福音寺町548-1	単体飼料	不明
32	株式会社クリイジャパン	松山市鷹子町794番地2	単体飼料	不明
33	株式会社純緑農業	松山市朝生田町7-9-22 シェレナ朝生田305号	単体飼料	不明
34	(株) エボラ	松山市来住町1383番地1	混合飼料	不明
35	(有) ベンダーサービス	伊予郡松前町北川原1760番地	動物園飼料	0899848866
36	(有) あぐり	伊予郡松前町北川原79-1	混合飼料	0899843617
37	デリカサラダボーイ (株) えひめ工場	伊予郡松前町北川原1101-1	単体飼料	0899852200
38	(株) 世起	伊予郡松前町北川原1240-1	単体飼料	0899846658
39	全国農業協同組合連合会	伊予郡松前町大字徳丸字五屋敷771-18	単体飼料	不明
40	ヤマキテクノロジー株式会社	伊予市米湊1698-6	単体飼料	0899823421
41	有限会社谷岡米穀店	伊予市下吾川1380-4	単体飼料	不明
42	株式会社四国シキシマパン	松山工場 (伊予郡砥部町岩谷口110番地)	単体飼料	不明
43	株式会社タカキペーカリー	伊予郡砥部町重光7-2 (松山工場)	単体飼料	不明
44	(株) マテラ	東温市西岡乙2-1	単体飼料	0899664611
45	(有) 中川食品	大洲市大洲253-2	単体飼料	0893242881
46	矢野味噌 (有)	大洲市中村544-1	単体飼料	0893242404
47	直本豆腐店	大洲市若宮228	単体飼料	0893243610
48	岩木屋岡崎眞一郎商店	八幡浜市本町1丁目57番地1	混合飼料	不明
49	(株) あわしま堂	八幡浜市保内町川之石1-237-53	単体飼料	0894362177
50	朝日共販 (株)	西宇和郡伊方町川之浜652-1	単体飼料	0894530776
51	東宇和農業協同組合	西予市宇和町卯之町二丁目462番地	配合飼料ほか	0894621211
52	(株) グリーンヒル	西予市野村町阿下6号380番地	混合飼料	0894720555
53	野村町飼料混合施設利用組合	西予市野村町阿下6号126番地	混合飼料	不明
54	(株) ダイニチ	宇和島市寄松甲1385	水産用配合飼料	0895273200
55	東海シープロ (株) 宇和島工場	宇和島市坂下津甲599-4	水産用配合飼料	0895290309
56	(株) ヨコイ	宇和島市弁天町 1 - 1 - 15	水産用配合飼料	0895254666
57	(株) 南予ビージョイ	宇和島市弁天町 2 丁目 1 番 3 号	水産用配合飼料	0895252800
58	イヨスイ (株)	宇和島市住吉町 3 丁目 1 番 8 号	水産用配合飼料	0895245665
59	(株) ヨンキュウ	宇和島市築地町 2 丁目318-235	水産用配合飼料ほか	0895240001
60	秀長水産 (株)	宇和島市築地町2-6-24	水産用配合飼料	0895253305
61	辻水産 (株)	宇和島市住吉町3-1-1	水産用配合飼料	0895246161
62	宇和島養魚飼料 (株)	宇和島市坂下津字向山381番地95	水産用配合飼料	0895233001
63	J A 西日本くみあい飼料 (株) 宇和島工場	宇和島市坂下津字向山381	配合飼料	0895224710
64	農事組合法人 増穂生産組合	宇和島市津島町増穂丙1456-1	単体飼料	不明
65	愛工房 (株)	宇和島市吉田町立間2-146	単体飼料	0895521121
66	(有) 中田水産	宇和島市坂下津甲3	水産用混合飼料	0895280305
67	農事組合法人ぼぶら愛南	南宇和郡愛南町広見2732	単体飼料	0895842929
68	沢近豆腐店	南宇和郡愛南町垣内522-2	単体飼料	0895720961
1	北辰商事 (株)	四国中央市川之江町4069	配合飼料	0896580351
2	うま農業協同組合	四国中央市中ノ庄町1684-4	配合飼料ほか	0869245500

	業者名	所在地	取扱飼料	電話番号
3	ツカサ微研（株）	四国中央市金生町山田井乙266-3	配合飼料ほか	0896587010
4	イオンリテール（株）	四国中央市妻島町上樋之上1795-1	配合飼料ほか	不明
5	住友商事（株）	新居浜市新田町3丁目2番27号	配合飼料ほか	0897335181
6	えひめ未来農業協同組合	新居浜市田所町3-63	配合飼料ほか	0897371110
7	（株）藤田精麦	西条市洲ノ内甲638番地	単体飼料	0897562095
8	マルノー物産（株）	西条市ひうち6番地19	配合飼料ほか	0897532159
9	周桑農業協同組合	西条市丹原町池田1701番地1	配合飼料ほか	0898687800
10	（有）サイキ開発	西条市丹原町田野上方481番地1	配合飼料	0898683001
11	サカイ商事（株）	西条市飯岡1918	配合飼料ほか	0897552722
12	ブーキートレーディング（株）	西条市飯岡1918	配合飼料ほか	0897552722
13	小野博之	西条市丹原町高松532-2	単体飼料	不明
14	酒井商店（株）	今治市小泉3-1-3	配合飼料	0898325500
15	遠山商店（株）	今治市中日吉町3丁目4番12号	配合飼料ほか	0898220546
16	（有）日清食材	今治市北日吉町3-2-13	配合飼料	0898337275
17	（株）カネカサンスパイス四国支店	今治市南宝来町2丁目2-1	混合飼料	0898253060
18	門田鋼材（株）	今治市東門町4丁目3-52	単体飼料	0898221917
19	（有）越智巧商店	今治市上浦町井口6656	配合飼料	0897872015
20	越智今治農業協同組合	今治市北宝来町1丁目1番地5	配合飼料	0898341800
21	今治立花農業協同組合	今治市北鳥生町3-3-14	配合飼料ほか	0898230246
22	（有）もりかわ	今治市北鳥生町3丁目1番6号	配合飼料ほか	0898225504
23	（株）ペット真木	今治市共栄町1丁目4番地14	配合飼料	0898311025
24	近藤久	今治市常盤町6丁目5-15	配合飼料ほか	0898224425
25	（株）コメリ	大西店（今治市大西町脇甲838）	配合飼料	0898362220
26	（有）自然環境エヒメ	今治市阿方甲182-7	混合飼料	0898250140
27	（株）波止浜スーパー	今治市地堀2-3-7	混合飼料	0898419454
28	（株）竹宝	今治市玉川町三反地甲30-4	単体飼料	0898554000
29	愛媛飼料産業（株）	松山市枝松5丁目8-30	配合飼料ほか	0899453311
30	四国糧油（株）	松山市内宮町2004	単体飼料	0899780986
31	南海物産（株）	松山市古三津3-20-38	単体飼料	0899521230
32	東海澱粉（株）	松山市北吉田町1012-4	配合飼料	0899651171
33	村上産業（株）	松山市本町1丁目2番地1	配合飼料	0899473111
34	（株）リックコーポレーション	松山久米店（松山市久米窪田町1164-1）	配合飼料	0899556500
35	（株）グリナーズ	松山市津吉町1217	混合飼料	0899631030
36	エコマリンインターナショナル（株）	松山市宮野1635	水産用混合飼料	0899975311
37	松山市農業協同組合	松山市三番町八丁目325-1	配合飼料ほか	0899461611
38	えひめ中央農業協同組合	松山市千舟町8丁目128番地1	配合飼料ほか	0899432121
39	コスモ産業（株）	松山市中野町甲185-8	混合飼料ほか	0899631171
40	（株）愛媛洋行	松山市平井町甲1243番地3	動物園飼料ほか	0899757311
41	義野商店	松山市北条780番地	配合飼料ほか	0899920048
42	西村ジョイ（株）	松山市朝生田町4丁目4-32	単体飼料ほか	0899242277
43	（株）マルナカ	松山市下灘波甲227番2	配合飼料ほか	0899357000
44	コーナン商事（株）	松山市大可賀3丁目670-11	愛玩用飼料	0899921200
45	（有）モンド	松山市湯の山東1-3-4	単体飼料	0899770671
46	三浦工業（株）	松山市堀江町7番地	単体飼料	0899791111
47	グローカルペットケア（株）	松山営業所（松山市空港通7-15-12空ビルNAKAYA2F）	愛玩用飼料ほか	不明
48	（有）イー・エー・エス・イー	松山市久万の台948-1	単体飼料	0899277283
49	（株）シンツ	松山市空港通2-12-5	配合飼料ほか	0899748005
50	愛媛県農業共済組合	松山市二番町4丁目4-2	混合飼料ほか	0899418135
51	国土交通省大阪航空局（松山空港）	松山市南吉田町	単体飼料	不明
52	（株）アミーゴ	松山市久米窪田町1164-1	愛玩用飼料ほか	0899556500
53	高知食糧（株）	松山市余戸東1丁目4-11	配合飼料	0888405000（本社）
54	讃岐塩販売株式会社	松山営業所（松山市南吉田町1681番地1）	単体飼料	0877474640（本社）
55	鶴崎商事株式会社	松山市本町3丁目1-19	単体飼料	不明
56	株式会社DCM	松山市美沢1丁目9番1号	配合飼料	0899271111
57	（株）エーツーレジャー	伊予郡松前町北川原1760番地	配合飼料	不明
58	（株）ひごペットフレンドリー	伊予郡松前町筒井850	配合飼料	0899616525
59	松田医薬品株式会社	松山営業所（伊予市下吾川1221-2）	配合飼料ほか	0899948080
60	藤掛愛奈	伊予市下吾川1123-46	配合飼料	不明
61	MPアグロ（株）	松山支店（伊予郡砥部町八倉158-1）	混合飼料ほか	0899690252
62	愛媛県酪農業協同組合連合会	東温市南方955-1	配合飼料	0899661400
63	日本ディーアールシステム（株）	東温市北方甲3102番地	配合飼料ほか	0899661231
64	（株）サンダイコー	松山営業所（東温市南方2295-1）	配合飼料ほか	0899663560
65	田井牧場 田井喜美香	東温市松瀬川島ノ子861	単体飼料	不明
66	愛媛たいき農業協同組合	大洲市東大洲508	配合飼料ほか	0893244181
67	（株）マテラプラス	大洲市平野町野田乙888-1	単体飼料	不明
68	岩木屋商店	八幡浜市本町57	配合飼料	0894223344
69	愛媛マルハ（株）	八幡浜市1079番地	配合飼料ほか	0894220007
70	（株）マルミ	八幡浜市大字向灘2351-2	水産用配合飼料	0894222811
71	八幡浜漁業協同組合	八幡浜市大黒町5-1522-18	配合飼料ほか	0894230300
72	（有）中江	八幡浜市穴井3-756-2	水産用配合飼料ほか	0894280789
73	西宇和農業協同組合	八幡浜市江戸岡1丁目12-10	配合飼料ほか	0894241111

	業者名	所在地	取扱飼料	電話番号
74	井上ペットショップ	八幡浜市大黒町1-2	愛玩用飼料	0894225021
75	西南開発 (株)	八幡浜市保内町宮内1-300-1	単体飼料	894360651
76	四国フィードワン販売 (株)	八幡浜市沖新田1581-22	配合飼料ほか	不明
77	ツジ糖化工業株式会社	八幡浜市天神通1479の2	単体飼料ほか	不明
78	伊方サービス (株)	西宇和郡伊方町九町字浦安1-1349-1	単体飼料	0894390880
79	土居商店 (有)	西予市宇和町卯之町5-247-1	配合飼料ほか	0894621197
80	農事組合法人南予畜産組合	西予市三瓶町朝立1番耕地310-20	配合飼料	0894332316
81	(有) トップ	西予市三瓶町垣生甲48-6	配合飼料ほか	0894331446
82	(株) マルキョ	西予市宇和町卯之町2丁目404	単体飼料	0894627533
83	愛媛酪農機販売 (有)	西予市野村町野村11-394-1	混合飼料	0894720568
84	農事組合法人JRB	西予市宇和町伊崎426番地	単体飼料	不明
85	日清丸紅飼料 (株) 宇和島水産倉庫	宇和島市坂下津甲381-130	配合飼料ほか	不明
86	(株) マスタニ	宇和島市寄松甲1001番地の1	単体飼料	0895270740
87	(株) 三瀬商店	宇和島市吉田町魚棚72	配合飼料ほか	0895522201
88	坂本飼料 (株)	宇和島市坂下津甲391-4	水産用配合飼料	0895233325
89	三原産業 (株)	宇和島市寿町2丁目9-12	配合飼料ほか	0895225656
90	(株) ニチモウマリカルチャー	宇和島市丸之内4丁目1番19号	水産用配合飼料ほか	0895253656
91	(有) 四国サブリ	宇和島市保田甲647番地23	水産用配合飼料ほか	0895203256
92	日本農産工業 (株)	水産飼料部宇和島営業所 (宇和島市住吉町1丁目7-1)	配合飼料ほか	0895238260
93	伊藤忠飼料 (株) 四国営業課	宇和島市坂下津字向山381	水産用配合飼料	0895254070
94	富士産業 (株) 愛媛営業所	宇和島市坂下津甲407-170	水産用配合飼料ほか	0895241255
95	(株) ヒガシマル四国営業所	宇和島市築地町2丁目7番11号	配合飼料ほか	0895243173
96	(有) 宇和島食糧	宇和島市朝日町1丁目6番24号	単体飼料	0895225285
97	(有) ツムラ薬品	宇和島市御徒町1-6	水産用配合飼料ほか	0895243672
98	えひめ南農業協同組合	宇和島市栄町港3丁目303番地	配合飼料ほか	0895228111
99	宇和島水産餌料 (株)	宇和島市坂下津甲381	水産用配合飼料ほか	0895223210
100	(有) モリスイ	宇和島市高串2-1285	水産用配合飼料ほか	0895259300
101	(有) 丸広水産	宇和島市築地町2丁目5-22	水産用配合飼料	0895256336
102	板崎商店	宇和島市津島町上畑地甲1578-2	水産用配合飼料ほか	0895325117
103	(有) 宇和島製核	宇和島市三間町戸雁1027番地	水産用配合飼料ほか	0895584372
104	一万田商店	宇和島市朝日町3丁目3-20	水産用配合飼料ほか	0895232919
105	(有) アクアプラス	宇和島市築地町2丁目2-7	配合飼料ほか	0895265577
106	清家興業 (有)	宇和島市寄松甲1000-1	配合飼料ほか	0895273184
107	(株) レオリン	丸回企業 (株) 倉庫 (八幡浜市沖新田1581-22)	配合飼料ほか	不明
108	ダイレックス (株)	伊予津島店 (宇和島市津島町高田丙128)	配合飼料	0895208560
109	(株) パイオニア通商	宇和島営業所 (宇和島市高串3-10-1)	水産用配合飼料ほか	0895238864
110	(株) タイチ	宇和島市小池1679番地2	水産用混合飼料	0895280248
111	(株) 近藤公久商店	宇和島市伊吹町487	水産用配合飼料ほか	0895287888
112	日本シープロ (株)	宇和島市坂下津381-126	水産用配合飼料ほか	不明
113	フィード・ワン (株)	宇和島市坂下津字向山381	配合飼料ほか	0453112361 (本社)
114	(株) 宇和島プロジェクト	宇和島市坂下津甲94-13	配合飼料ほか	0895280180
115	株式会社 UTAKICHI	宇和島市遊子2946番地	配合飼料	不明
116	株式会社 ジースリー	宇和島市寄松甲212番地9	配合飼料	不明
117	(合) 大海FC	宇和島市御殿町2番3号	混合飼料	不明
118	(有) 広見鶏卵	北宇和郡鬼北町大字出目2147-1	配合飼料	0895452751
119	バイオ科学販売 (株)	南宇和郡愛南町御荘平城186	水産用配合飼料ほか	0895725599
120	(有) 丸孝水産	南宇和郡愛南町御荘長洲1311-12	水産用配合飼料ほか	0895731888
121	松下水産	南宇和郡愛南町城辺2185	水産用配合飼料ほか	0895726238
122	久良漁業協同組合	南宇和郡愛南町久良1200番地2	水産用配合飼料ほか	0895721225
123	岡長水産 (有)	南宇和郡愛南町垣内511番地1	水産用単体飼料	0895720318
124	愛南漁業協同組合	南宇和郡愛南町鮪越166-3	配合飼料ほか	0895721135
125	キョクヨーフーズ株式会社	北宇和郡松野町延野々830	単体飼料	不明
126	株式会社マリンバース	北宇和郡松野町大字延野々775 (ナンレイ株式会社 松野工場)	水産用配合飼料	不明
1	輸 入 阿川食品 (株)	伊予市上野955番地	単体飼料	0899825101
2	バイオ科学販売 (株)	南宇和郡愛南町御荘平城186	水産用配合飼料ほか	0895725599

10-5 米穀の調達に関する協定書

愛媛県知事 加戸守行（以下「甲」という。）と株式会社ひめライス 代表取締役 重川 鐵（以下「乙」という。）の間に、災害発生時における米穀の確保を図るため、次のとおり協定する。

（要請）

第1条 甲は、災害時における米穀の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙の保有する米穀の調達を要請するものとする。

（要請事項の措置）

第2条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、米穀の調達について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

（調達要請の方法）

第3条 第1条の調達要請は、原則として文書（別紙様式）によるものとする。ただし、文書によって要請するいとまのないときは口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（米穀の価格）

第4条 米穀の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格とする。

（米穀の引取）

第5条 米穀の引渡場所は、甲が指定するものとし、甲は当該場所へ職員を派遣し、調達した米穀を確認のうえこれを引き取るものとする。

2 甲は、前項の職員の派遣を市町村長に代行させることができる。

3 甲が引取った米穀の代金は、引取後、速やかに支払うものとする。

（協議事項）

第6条 この協定の実施について、疑義が生じたときは、その都度双方誠意ある協議を行うものとする。

（有効期限）

第7条 この協定は、平成15年4月1日から有効とし、甲乙協議のうえ特別の定めをする場合を除き、その効力を持続するものとする。ただし、乙が廃業したときは、この協定は、効力を失うものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成15年4月1日

甲 松山市一番町4丁目4番地2
愛媛県知事 加戸 守行

乙 伊予郡松前町大字徳丸字五屋敷771番25
株式会社ひめライス
代表取締役 重川 鐵

米穀の調達に関する協定書

愛媛県知事 加戸守行（以下「甲」という。）と株式会社あいしょく 代表取締役 長井隆文（以下「乙」という。）の間に、災害発生時における米穀の確保を図るため、次のとおり協定する。

（要請）

第1条 甲は、災害時における米穀の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙の保有する米穀の調達を要請するものとする。

（要請事項の措置）

第2条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、米穀の調達について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

（調達要請の方法）

第3条 第1条の調達要請は、原則として文書（別紙様式）によるものとする。ただし、文書によって要請するいとまのないときは口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（米穀の価格）

第4条 米穀の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格とする。

（米穀の引取）

第5条 米穀の引渡場所は、甲が指定するものとし、甲は当該場所へ職員を派遣し、調達した米穀を確認のうえこれを引き取るものとする。

2 甲は、前項の職員の派遣を市町村長に代行させることができる。

3 甲が引取った米穀の代金は、引取後、速やかに支払うものとする。

（協議事項）

第6条 この協定の実施について、疑義が生じたときは、その都度双方誠意ある協議を行うものとする。

（有効期限）

第7条 この協定は、平成19年6月22日から有効とし、甲乙協議のうえ特別の定めをする場合を除き、その効力を持続するものとする。ただし、乙が廃業したときは、この協定は、効力を失うものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成19年6月22日

甲 松山市一番町4丁目4番2号
愛媛県知事 加戸 守行

乙 東温市南方2222番地3
株式会社 あいしょく
代表取締役 長井 隆文

10-6 災害救助に必要な物資の調達に関する協定（経営支援課）

愛媛県知事 加戸守行（以下「甲」という。）と株式会社伊予鉄高島屋 代表取締役社長 石川富治郎（以下「乙」という。）とは、災害救助に必要な物資（以下「物資」という。）の調達、運搬に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認められるときには、乙に対し、その調達が可能な物資の供給を要請することができる。

（1）愛媛県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

（2）愛媛県以外の災害の救助のため、国又は関係都道府県知事から、物資の調達のあっせんを要請されたとき、又は救援の必要が認められるとき。

（調達物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達可能な物資とする。

（1）別表に掲げる物資

（2）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条 第1条の要請は、物資調達要請文書（別紙1）の文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又はファクシミリ、電子メール等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 前項ただし書きの場合にあっては、乙は甲の意思を確認の上、第4条の措置をとるものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第4条 第1条の要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を措置状況報告書（別紙2）により甲に報告するものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第5条 物資の集積場所、運搬経路は、甲が状況に応じ、指定するものとし、集積場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、当該場所に職員を派遣し物資を確認の上引き取るものとする。

3 甲は、前項の職員の派遣を市町村長に代行させることができる。

（費用）

第6条 第2条の調達物資の対価及び乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、集積場所への運搬終了後、乙の提出する出荷確認書等に基づき、災害発生直前時における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の適正な価格）を基準として、甲、乙協議して定める。

（代金の支払）

第7条 甲が引き取った物資の代金は、乙からの請求後、速やかに支払うものとする。

（調達可能数量の報告）

第8条 乙は、この協定の成立の日及び毎年9月1日現在の物資の調達可能数量及び県内搬入方法を物資調達可能数量報告書（別紙3）により甲に報告するものとする。

（担当者等の報告）

第9条 甲と乙は、この協定にかかる担当者及び連絡先等を協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（市町村長協定との調整）

第10条 乙が県内市町村長と同様の協定を締結している場合は、市町村長との協定を優先するものとする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定める。

（有効期間）

第12条 この協定は、平成15年4月9日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。ただし、乙が別表に掲げるすべての物資を扱わなくなったときは、この協定は効力を失う。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成15年4月9日

松山市一番町4丁目4番地2
甲 愛媛県
知事 加戸 守行

松山市湊町5丁目1番地1
乙 株式会社伊予鉄高島屋
代表取締役社長 石川 富治郎

（注）同様の協定を以下の3社と締結している。

※株式会社三越松山店は平成22年4月に株式会社松山三越に承継

会社名	協定締結年月日	協定締結者
ダイキ株式会社	平成15年4月9日	代表取締役社長 山下 雄輔
株式会社フジ	平成15年4月9日	代表取締役社長 時任 紀邦
株式会社三越松山店	平成15年4月9日	店 長 武井 俊比古

別 表

調達物資の範囲

1 食料及び飲料

おにぎり 弁当 パン 缶詰 水 飲料 牛乳 粉ミルク カップラーメン カップ味噌汁 レトルト食品 果実	米穀 野菜 食肉 魚類 漬物 佃煮 味噌醤油 塩
--	---

2 生活必需品等

毛布 テント シャツ 下着類 作業着、トレーニングウェア タオル 軍手 サラシ 雨具 おむつ（紙） おむつカバー 生理用品 石鹸、洗剤、 ちり紙 なべ	ハンゴ－ やかん バケツ ポリ袋 皿、茶碗 ハシ、スプーン 哺乳ビン マッチ、ライター ローソク 懐中電灯 乾電池 運動靴 卓上コンロ、卓上ボンベ L P ガス、L P ガス器具
---	--

(法人名)
(代表者) 殿

愛媛県知事

災害救助に必要な物資の調達の要請について
災害救助に必要な物資の調達に関する協定に基づき、下記のとおり要請します。
なお、本要請に対する措置について、協定第4条に定める措置状況報告書により報告願います。

記

要請する物資

要 請 期 間	要 請 品 目	要 請 数 量	搬 入 希 望 場 所
月 日 ～ 月 日			

注 要請数量は、一日当たりの数量である。

問い合わせ先 部 課
担当
電話
E-mail

別紙2 措置状況報告書（第4条関係）

平成 年 月 日

愛媛県知事 殿

(法人名)
(代表者名)

災害救助に必要な物資の調達に関する協定第4条により、当社の措置の状況を下記のとおり報告します。

記

措置の状況

実施年月日	出 荷 品 目	出 荷 数 量	搬 入 場 所

別紙3 物資調達可能数量報告書（第8条関係）

平成 年 月 日

愛媛県知事 殿

(法人名)
(代表者名)

災害救助に必要な物資の調達に関する協定第8条により、当社の物資調達可能数量を下記のとおり報告します。

記

1 調達可能数量

品 目	数 量	品 目	数 量

2 搬入場所及び方法

- ① 県の指定場所まで当社が搬入する。
- ② 当社指定場所で県に引渡し（ 県 市・町・村）
- ③ その他（ ）
搬入方法（ ）

3 災害時の当社連絡先（不通の場合を想定し、できるだけ多く記入する。）

順位	所 在 地	担当部署	担当者名	電話番号,メールアドレス等
1				
2				
3				

4 その他連絡事項

愛媛県と愛媛県石油商業組合とは、平成17年2月14日及び平成28年12月27日に締結した「災害時における自動車の燃料等の調達に関する協定」の全部を変更し、次のとおり協定する。

変更後の協定は、平成29年3月31日から効力を有するものとする。

10-7 災害時における自動車の燃料等の調達及び帰宅困難者等の支援に関する協定

愛媛県（以下「甲」という。）と愛媛県石油商業組合（以下「乙」という。）とは、災害時の対策に必要な自動車の燃料等（以下「燃料等」という。）の調達及び帰宅困難者等の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、愛媛県内に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、燃料等の調達又は帰宅困難者、被災者及び観光客（外国人を含む。）等（以下「帰宅困難者等」という。）の支援の必要があると認めるときは、乙に対し、次に掲げる業務について協力を要請することができる。

- (1) 甲が指定する自動車等への燃料の優先供給
- (2) 甲が指定する災害対策上重要な施設、避難所等のほか、医療機関、社会福祉施設等（各施設が費用を負担することを前提として、甲が特に必要と認めたものに限る。）への燃料の優先供給
- (3) 乙が取り扱う物資（前2号に規定する燃料を除く。）の供給及び要員の動員等
- (4) 帰宅困難者等に対する給油所（乙の組合員が営業するものに限る。以下同じ。）の一時休憩所としての開放（水道水、トイレ等の提供を含む。）
- (5) 給油所での帰宅困難者等に対する災害情報、通行可能な道路情報及び近隣の避難所に関する情報等の提供
- (6) 給油所での傷病者である帰宅困難者等に係る救急要請及び簡易な応急手当等の支援

2 前項第1号から第3号までに掲げる業務（以下「燃料等調達業務」という。）については、県は、愛媛県以外の災害について、国若しくは関係都道府県知事から支援を要請された場合又は支援の必要が認められる場合において燃料等を調達する必要があると認めるときも、乙に対し協力を要請することができる。

3 甲及び乙は、帰宅困難者等の支援に関し、第1項第4号から第6号までに掲げる業務（以下「帰宅困難者等支援業務」という。）以外の事項についても、可能な範囲で相互に協力を求めることができる。

（要請の方法）

第2条 燃料等調達業務に係る前条第1項及び第2項の要請は燃料等調達要請文書（別紙1）を、帰宅困難者等支援業務に係る同条第1項の要請は帰宅困難者等支援要請文書（別紙2）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法により要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第3条 燃料等調達業務に係る第1条第1項又は第2項の要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置状況を措置状況報告書（別紙3）により甲に報告するものとする。

2 帰宅困難者等支援業務に係る第1条第1項の要請を受けたときは、乙は可能な範囲内において支援を実施するものとする。ただし、乙は、通信の途絶等により甲が乙に要請できないとみられるときは、甲の要請を待たずに、帰宅困難者等支援業務を実施するよう努めるものとする。

(燃料等の対価)

第4条 燃料等調達業務に係る第1条第1項及び第2項の要請に基づき供給された燃料等の対価及びその運搬費用は、甲（第1条第1項第2号の医療機関、社会福祉施設等に供給した場合にあっては、当該医療機関、社会福祉施設等。次項及び次条において同じ。）が負担するものとする。

2 前項の費用は、燃料等の供給後、乙の提出する出荷確認書等に基づき、災害発生直前時における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の適正な価格）を基準として、甲、乙協議して定める。

3 帰宅困難者等支援業務の実施に要した費用は、当該業務を実施した者が負担するものとする。

(代金の支払)

第5条 甲が供給を受けた燃料等の代金は、乙からの請求後、速やかに支払うものとする。

(事故等)

第6条 乙は、燃料等調達業務に係る第1条第1項及び第2項の要請に基づく燃料等の供給に際し、やむを得ない事由が発生したことにより供給を中断したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

(協力体制の構築等)

第7条 甲及び乙は、この協定を円滑に推進するため、平常時から防災に関し、必要な対策について協議し、その実施等について協力するものとする。

2 乙は、この協定に基づいて燃料等を供給することができる県内の給油取扱所の一覧（別紙4）を作成し、この協定の成立の日及び記載内容に変更があった場合に、甲に報告するものとする。

3 甲と乙は、この協定に係る担当者及び連絡先等を協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

4 甲は、災害時等に乙が燃料等の供給能力を十分に発揮できるよう、内閣が閣議決定する「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」に留意するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定める。

(有効期間)

第9条 この協定は、平成17年2月14日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年 3月31日

甲 松山市一番町4丁目4番地2
愛媛県
知事 中村 時 広

乙 松山市愛光町1番24号
愛媛県石油商業組合
理事長 三 原 英 人

愛媛県石油商業組合
理事長 殿

愛媛県知事

災害時における自動車の燃料等の調達の要請について
災害時における自動車の燃料等の調達及び帰宅困難者等の支援に関する協定に基づき、下記のとおり要請します。
なお、本要請に対する措置について、協定第 3 条第 1 項に定める措置状況報告書により報告願います。

記

要請する燃料等

要 請 期 間	要請する油種又は物資	要 請 数 量	対象給油取扱所
月 日 ～ 月 日			

注 要請数量は、一日当たりの数量である。

問い合わせ先 部 課
担当
電話
E-mail

愛媛県石油商業組合
理事長 殿

愛媛県知事

災害時における帰宅困難者等の支援の要請について

災害時における自動車の燃料等の調達及び帰宅困難者等の支援に関する協定に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 要請する帰宅困難者等の支援内容

2 要請期間

3 対象地域

4 問い合わせ先
部 課
担当
電話
E-mail

愛媛県知事 殿

愛媛県石油商業組合
理事長

災害時における自動車の燃料等の調達及び帰宅困難者等の支援に関する協定第3条第1項により、
当組合の措置の状況を下記のとおり報告します。

記

該当給油取扱所に対する燃料等の供給要請状況

供給可能年月日	対象油種又は物資	供給可能数量	給油取扱所

別紙4 給油取扱所一覧（第7条関係）

給 油 取 扱 所 一 覧

（ 年 月 日現在）

給油所の名称	所 在 地	電話番号（FAX）

注 既存の資料をもって、この様式に替えることができるものとする。

10-8 災害時における生活必需物資の調達に関する協定

(防災危機管理課)

愛媛県（以下「甲」という。）と株式会社ローソン（以下「乙」という。）とは、災害時に必要な生活必需物資（以下「物資」という。）の調達及び運搬に関し、次のとおり協定を締結する。

(要請)

第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認められるときには、乙に対し、その製造又は調達が可能な物資の供給を要請することができる。

- (1) 愛媛県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 愛媛県以外の災害について、国又は関係都道府県知事から物資の調達のあつせんを要請されたとき、又は支援の必要が認められるとき。

(調達物資の範囲)

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が製造又は調達可能な物資とする。

- (1) 食料品
- (2) 飲料水
- (3) 日用品
- (4) その他甲が指定する物資

(要請の方法)

第3条 第1条の要請は、物資発注書（別紙1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

(要請に基づく乙の措置)

第4条 第1条の要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を措置状況報告書（別紙2）により甲に提出するものとする。

(物資の運搬、引渡し)

第5条 物資の引渡し場所は、甲が状況に応じ、指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、

乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、当該場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ引き取るものとする。

3 甲は、前項による引き取りを市町に代行させることができる。

4 甲は、当該場所への物資運搬を乙の指定業者が行うことをあらかじめ承諾する。

(費用負担)

第6条 乙が供給した物資の対価は、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する額は、乙が引渡し場所への運搬終了後に提出する出荷確認書等に基づく災害発生直前時の販売価格とする。

3 乙が行った運搬に係る費用は、乙による通常の商品配送業務と同様とみなし、原則として乙が負担するものとする。ただし、乙の通常の商品配送業務から著しく逸脱すると認められる場合は、甲が負担するものとする。

(費用の支払い)

第7条 甲は、乙からの請求に基づき、前条の規定により定められた費用を速やかに支払うものとする。

(担当者等の報告)

第8条 甲と乙は、担当者連絡先報告書(別紙3)により、この協定に係る担当者及び連絡先を協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(車両の通行)

第9条 甲は、乙が物資を運搬する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるよう支援するものとする。

(その他)

第10条 乙は、自己の加盟店又は配送業者等の関係者に最大限の努力をもってこの協定を履行するよう求めるものとするが、甲は、乙がフランチャイズ契約等の制限から関係者に協定の履行を強制することが困難な場合があることを承認する。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた

事項については、その都度、甲乙協議して定める。

(効力)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1月前までに、双方いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年延長するものとし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成17年2月14日

愛媛県松山市一番町4丁目4番地2

甲 愛 媛 県
知 事

大阪府吹田市豊津町9番1号

乙 株式会社ローソン
代表取締役社長

別 表

確保が必要な物資

期間	発災直後	発災後 3～4 日まで	3～4 日以降
想定	ライフラインストップ	電気・水道復旧	電気・水道復旧
食料	(調理不要の食品) おにぎり 弁 当 パ ン 缶 詰 飲 料 (水・お茶) 牛 乳 その他	(主食＋副食品) おにぎり 弁 当 パ ン 缶 詰 カップラーメン カップ味噌汁 レトルト食品 飲 料 (水・お茶等) 果 実 牛 乳 その他	(自炊の為の食材) 米 穀 野 菜 果 実 食 肉 魚 類 漬 物 佃 煮 味噌醤油 塩 マヨネーズ 牛 乳 その他
物資	日用品 下着類、タオル、軍手、雨具、オムツ (紙)、生理用品、石鹸、洗剤、 ちり紙、箸、スプーン、マッチ、ライター、懐中電灯、乾電池、 カセットボンベ、ローソク、携帯ラジオ、携帯電話用充電器、その他		

※ 上記以外に必要な物資については、打ち合わせる事。

別紙 1

物 資 発 注 書

第 号
平成 年 月 日

(法人名)
(代表者) 殿

愛媛県知事

災害時における生活必需物資の調達の要請について
「災害時における生活必需物資の調達に関する協定」第 1 条の規定に基づき、下記のとおり要請
します。
なお、本要請に対する措置の状況を、同協定第 4 条に定める措置状況報告書により報告願います。

記

要請する物資

調達要請期間	調達要請物資	調達要請数量	引渡し希望場所
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			

(注) 調達要請数量は、1 日あたりの数量とする。

問い合わせ先 部 課
担当
TEL FAX
E-mail

別紙2

措 置 状 況 報 告 書

平成 年 月 日

愛媛県知事 殿

(法人名)
(代表者)

「災害時における生活必需物資の調達に関する協定」第4条の規定に基づき、当社の措置の状況を下記のとおり報告します。

記

1 調達可能数量等

調達可能期間	調達可能物資	調達可能数量	引渡し場所
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			

2 物資の引渡し場所及び方法（いずれかに○をつける）

- ① 愛媛県の引渡し希望場所まで当社が搬入する。
 - ② 当社が指定する場所で愛媛県に引き渡す。
 - ③ その他
- 運搬方法（陸路、空路、海路）

担当者氏名
TEL FAX
E-mail

担 当 者 連 絡 先 報 告 書

平成 年 月 日

殿

「災害時における生活必需物資の調達に関する協定」第8条の規定に基づき、担当者名及び連絡先を下記のとおり報告します。

記

順位	所 属	担当者名	電話(FAX)番号
1			TEL FAX
2			TEL FAX
3			TEL FAX

(注)電話(FAX)番号は、緊急時に使用するものです。

愛媛県と愛媛県生活協同組合連合会とは、平成17年2月14日に締結した「災害時における生活必需物資の調達に関する協定」の全部を変更し、次のとおり協定する。
変更後の協定は、平成30年3月27日から効力を有するものとする。

10-9 災害時における生活必需物資の調達等に関する協定

愛媛県（以下「甲」という。）と愛媛県生活協同組合連合会（以下「乙」という。）とは、災害時に必要な生活必需物資（以下「物資」という。）の調達、運搬、輸送及び保管等に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、必要があると認められるときには、乙に対し、次条に掲げる事項について協力を要請することができる。

- （1）愛媛県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- （2）愛媛県以外の災害について、国又は関係都道府県知事から物資の調達のあっせんを要請されたとき、又は支援の必要が認められるとき。

（協力内容）

第2条 甲が乙に協力を要請できる事項は、次に掲げるものとする。

- （1）乙が調達可能な物資の供給
- （2）乙に加盟する消費生活協同組合（以下「会員生協」という。）の車両による物資の輸送
- （3）会員生協の施設における物資の受入、仕分け、保管・管理及び出庫等（以下「保管等」という。）
- （4）災害対策本部における物資供給業務に関する助言等

（協力範囲）

第3条 前条第1号の規定に基づき甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうちから、要請時点で乙が調達可能な物資とする。

- （1）別表に掲げる物資
- （2）その他甲が指定する物資

（協力実施）

第4条 乙は、第2条に掲げる業務について甲から協力要請を受けたときは、会員生協を通じ、当該業務への協力等に積極的に努めるものとする。

（要請の方法等）

第5条 第2条に掲げる業務の要請は、協力要請文書（別紙1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第6条 第1条の要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を措置状況報告書（別紙2）により甲に報告するものとする。

2 乙は、乙と会員生協との連絡体制、連絡方法、連絡手段について、支障を来たさないよう常に点検・改善に努めるものとする。

（物資の運搬、引き渡し）

第7条 第2条第1号の規定に基づく物資の引き渡し場所は、甲が状況に応じ、指定するものとし、引き渡し場所までの物資の運搬は、原則として会員生協が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、当該場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ引き取るものとする。

3 甲は、前項による引き取りを市町に代行させることができる。

（費用負担）

第8条 第2条第1号の規定により、会員生協が供給した商品の対価及び会員生協が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、引き渡し場所への運搬終了後、乙の提出する出荷確認書等に基づき、災害発生直前時における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の適正な価格）を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

3 第2条第2号及び第3号の規定により実施した物資の輸送及び保管等に係る費用は、甲が負担するものとし、金額については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

4 第2条第4号の規定により実施した業務に係る費用に関する甲の負担については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（代金等の支払）

第9条 甲は、乙からの請求に基づき、前条の規定により定められた代金等を速やかに支払うものとする。

（担当者等の報告）

第10条 甲と乙は、この協定にかかる担当者及び連絡先等を協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合には、速やかに相手方に報告するものとする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙協議して定める。

（有効期間）

第12条 この協定は、平成30年3月27日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成30年3月27日

松山市一番町4丁目4番地2
甲 愛媛県
知事 中村 時 広

松山市朝生田町3丁目1番12号
乙 愛媛県生活協同組合連合会
会長理事 松 本 等

別 表

調達物資の範囲

1 食料及び飲料

おにぎり	米穀
弁当	野菜
パン	食肉
缶詰	魚類
水	漬物
飲料	佃煮
牛乳	味噌・醤油
カップラーメン	塩
カップ味噌汁	粉ミルク
レトルト食品	
果実	

2 生活必需品等

タオル	軍手
雨具	サラシ
おむつ（紙）	なべ
おむつカバー	やかん
生理用品	バケツ
石鹸、洗剤	哺乳ビン
ちり紙、ティッシュペーパー	毛布
トイレットペーパー	テント
ポリ袋	シャツ
皿、茶碗	下着類
はし、スプーン	作業着、トレーニングウェア
マッチ、ライター	飯合
ローソク	運動靴
懐中電灯	卓上コンロ、卓上ボンベ
乾電池	LP ガス、LP ガス器具
蚊取線香（夏期）	
使い捨てカイロ（冬期）	

別紙 1 協力要請文書（第 5 条関係）

平成 第 年 月 日

愛媛県生活協同組合連合会
会長 殿

愛媛県知事

災害時における生活必需物資の調達等の要請について
災害時における生活必需物資の調達等に関する協定に基づき、下記のとおり要請します。
なお、本要請に対する措置について、協定第 6 条に定める措置状況報告書により報告願います。

記

1 物資の供給業務（第 2 条第 1 号関係）

要請期間	要請品目	要請数量	搬入希望場所
月 日 ～ 月 日			

注 調達要請数量は、1 日あたりの数量とする。

2 物資の輸送業務（第 2 条第 2 号関係）

輸送物資	数量	輸送活動期間	輸送区間
		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	地先から 地先まで

3 物資の保管等の業務（第 2 条第 3 号関係）

主な保管品目	数量	保管期間	保管施設を要する地域名
		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	

4 災害対策本部における物資供給業務に関する助言等の業務（第 2 条第 4 号関係）

業務内容	人数	派遣期間	派遣場所
		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	

問い合わせ先 部 課
担当
電話
E-mail

別紙 2 措置状況報告書（第 6 条関係）

平成 年 月 日

愛媛県知事

殿

愛媛県生活協同組合連合会
会長

災害時における生活必需物資の調達等に関する協定第 6 条により、当連合会の措置の状況を下記のとおりに報告します。

記

1 物資の供給業務（第 2 条第 1 号関係）

供給期間	供給物資	供給数量	引渡し場所

2 物資の輸送業務（第 2 条第 2 号関係）

輸送業務実施日	輸送物資	数量	輸送区間	延べ輸送回数	従事人員数	従事者量数
			地先から 地先まで			

3 物資の保管等の業務（第 2 条第 3 号関係）

物資の保管等を行う会 員生協名			
保管施設の所在地・名 称・面積	所在地	名称	面積
保管期間・保管品目・ 数量	保管期間	保管品目	数量

※保管等を行った物資の内容は別様式により報告

4 災害対策本部への派遣職員

派遣する者の所属	氏名	派遣期間	派遣場所
		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	

10-10 災害時における物資供給に関する協定書（防災危機管理課）

愛媛県（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）とは、災害時における物資（以下「物資」という。）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙から物資を調達するために必要な事項を定めるものとする。

（供給等の協力要請）

第2条 甲は、災害時において、物資を調達する必要があると認められるときは、乙に対し、その調達が可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達可能な物資とする。

- （1）別表に掲げる物資
- （2）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第4条 第2条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話又はファクシミリ等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

（引渡し等）

第6条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

3 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後、速やかにそ

の実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第7条 乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費（以下「費用」という。）は、甲が負担するものとする。

2 費用は、災害発生直前時における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の適正な価格）を基準とし、甲乙協議の上、速やかに決定するものとする。

(費用の支払い)

第8条 費用は、乙からの請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第9条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成20年12月18日

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

甲 愛 媛 県

知 事 加 戸 守 行

新潟県新潟市南区清水4501番地1

乙 NPO法人コメリ災害対策センター

理事長 捧 賢 一

別 表

災害時における緊急対応可能な物資（第3条第1号に規定する物資）

分 類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ホースリール
日用品等	毛布、タオル、割箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイール、ラップ、ウェットティッシュ、マスク、バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、使い捨てカイロ
水関係	飲料水、水缶
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係	救急ミニトイレ

10-11 災害時における食料（パン）の調達に関する協定

愛媛県(以下「甲」という。)と株式会社四国シキマパン(以下「乙」という。)とは、災害時に必要な食料(パン)(以下「食料」という。)の調達及び運搬に関し、次のとおり協定を締結する。

(要請)

第1条 甲は、次に掲げる場合において、食料を調達する必要があると認められるときには、乙に対し、その製造又は調達が可能な食料の供給を要請することができる。

- (1) 愛媛県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 愛媛県以外の災害について、国又は関係都道府県知事から食料の調達のあつせんを要請されたとき、又は支援の必要が認められるとき。

(要請の方法)

第2条 第1条の要請は、食料発注書(別紙1)をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

(要請に基づく乙の措置)

第3条 第1条の要請に基づき、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を措置状況報告書(別紙2)により甲に提出するものとする。

(食料の運搬、引渡し)

第4条 食料の引渡し場所及び運搬については、甲乙協議のうえ決定する。

- 2 甲は、引渡し場所に職員を派遣し、食料を確認のうえ引き取るものとする。
- 3 甲は、前項による引取りを市町に代行させることができる。

(費用負担)

第5条 乙が供給した食料の対価は、甲が負担するものとする。

- 2 甲が負担する額は、乙が引渡し場所への運搬終了後に提出する出荷確

認書等に基づく通常卸価格とする。

- 3 乙が行った運搬に係る費用は、乙による通常の商品配送業務と同様とみなし、原則として乙が負担するものとする。ただし、乙の通常の商品配送業務から著しく逸脱すると認められる場合は、甲が負担するものとする。

(費用の支払い)

第6条 甲は、乙からの請求に基づき、前条の規定により定められた費用を速やかに支払うものとする。

(担当者等の報告)

第7条 甲と乙は、担当者連絡先報告書（別紙3）により、この協定に係る担当者及び連絡先を協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(車両の通行)

第8条 甲は、乙が食料を運搬する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるよう支援するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定める。

(効力)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1月前までに、双方いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年延長するものとし、以後もまた同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成18年8月22日

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

甲 愛 媛 県
知 事

愛媛県伊予郡砥部町岩谷口110番地

乙 株式会社四国シキシマパン
代表取締役社長

別紙 1

食 料 発 注 書

第 号
平成 年 月 日

株式会社四国シキシマパン
代表取締役社長

様

愛媛県知事

災害時における食料（パン）の調達の要請について

「災害時における食料（パン）の調達に関する協定」第 1 条の規定に基づき、下記のとおり要請します。

なお、本要請に対する措置の状況を、同協定第 3 条に定める措置状況報告書により報告願います。

記

要請する食料

調達要請期間	調達要請数量	引渡し希望場所
年 月 日	個	

（注）調達要請数量は、1 日あたりの数量とする。

別紙2

措 置 状 況 報 告 書

平成 年 月 日

愛媛県知事

様

株式会社四国シキシマパン

代表取締役社長

「災害時における食料（パン）の調達に関する協定」第3条の規定に基づき、当社の措置の状況を下記のとおり報告します。

記

1 調達可能数量等

調達可能期間	調達可能数量	引渡し場所
年 月 日	個	

2 物資の引渡し場所及び方法（いずれかに○をつける）

- ① 愛媛県の引渡し希望場所まで当社が搬入する。
- ② 当社が指定する場所で愛媛県に引き渡す。
- ③ その他

運搬方法（陸路・空路・海路）

別紙3

担 当 者 連 絡 先 報 告 書

平成 年 月 日

様

「災害時における食料（パン）の調達に関する協定」第7条の規定に基づき、担当者名及び連絡先を下記のとおり報告します。

記

順位	所属	担当者名	電話（FAX）番号
1			TEL FAX
2			TEL FAX
3			TEL FAX

（注）電話（FAX）番号は、緊急時に使用するものです。

10-12 災害時における応急生活物資の供給及び 帰宅困難者の支援に関する協定書

愛媛県（以下「甲」という。）と株式会社ファミリーマート（以下「乙」という。）とは、災害時における応急生活物資（以下「物資」という。）の供給及び交通が途絶等により帰宅が困難となった通勤者、通学者等（以下「帰宅困難者」という。）の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が行う被災地等への物資調達及び供給等の活動並びに交通が途絶した場合における帰宅困難者の支援に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（物資の範囲）

第2条 この協定に係る物資とは、原則として食料品、飲料水、日用品及び生活雑貨とし、別表に定めるもののうち、甲から乙に対する要請時点で、乙が調達及び製造可能な物資とする。

（協力要請）

第3条 甲は、乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

- （1） 愛媛県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、物資の調達が必要と認められる際の物資の供給
- （2） 乙の店舗における、帰宅困難者に対する、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な歩道に関する情報等の提供
- （3） 乙の店舗における、帰宅困難者に対する、水道水、トイレ等の提供

2 前項に係る要請は、甲から乙に対し文書をもって行うもの

とする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

- 3 第1項第2号及び第3号に規定する店舗は、愛媛県内にあり、かつ、同項の事項の全部又は一部について協力可能な店舗とする。
- 4 甲及び乙は、第1項に定めのない事項について、相互に協力を要請することができる。

(要請に伴う措置)

第4条 乙は、前条第1項の規定により同項第1号の事項について甲から協力要請を受けたときは、可能な範囲において物資の供給及び運搬に積極的に協力するものとする。

- 2 前項の規定による協力の範囲は、乙による物資の調達、製造、運搬及び供給のほか、連絡員として甲が設置する災害対策本部への乙による人員派遣も含むものとする。
- 3 乙は、前条第1項の規定により同項第2号及び第3号の事項について甲から協力の要請を受けたときは、可能な範囲において帰宅困難者への支援を実施するものとする。ただし、同項第2号及び第3号の支援を実施しようとする場合であつて、甲が乙に対し、通信の途絶により要請を行うことができないときは、乙は甲の要請を待たないで支援を実施することができる。

(物資の運搬、引渡し)

第5条 第3条第1項の要請に基づく被災地への物資の運搬は、原則として乙が行うものとし、乙は、その都度甲の指定する場所で甲の指定する者へ物資を引き渡すものとする。

- 2 乙による被災地への物資の運搬が困難な場合は、状況に応じ物資の運搬方法及び引渡し場所等を、甲乙協議の上決定するものとする。

(実績報告)

第6条 乙は、本協定に基づき物資を供給したときは、甲に対し、別に定める様式により実績報告を行うものとする。

(費用負担)

第7条 乙が供給した物資の対価は、甲が負担するものとし、その費用の算出は、災害発生直前時における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の適正な価格）を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

2 乙が行った運搬に係る費用は、乙による通常の商品配送業務と同様とみなし、原則として乙が負担するものとする。ただし、運搬が広域にわたる等、運搬に係る費用が乙の通常の商品配送業務から著しく逸脱したと認められる場合は、甲乙協議の上、負担額を調整するものとする。

3 乙が行った人員派遣に係る費用は、甲乙協議の上、負担額を調整するものとする。

4 第3条第1項第2号及び第3号に規定する支援に要した経費は、乙が負担するものとする。

(体制の整備)

第8条 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、物資供給及び帰宅困難者への支援に支障を来さないよう、常に点検、改善に努めるものとする。

(実施要領)

第9条 この協定に係る様式及び実施に係る細目等は、実施要領として別に定めるものとする。

(その他)

第10条 この協定及び前条の実施要領に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙協議して定める

ものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、締結の日からその効力を発揮するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持するものとする。

平成19年5月22日

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

甲 愛 媛 県

知 事 加 戸 守 行

東京都豊島区東池袋4-26-10

乙 株式会社ファミリーマート

専務取締役 総合企画本部長 播 磨 眞 一 郎

別表（第2条に規定する物資）

物資区分	区 分	品 名
食 料 品	主 食	おにぎり、弁当
	副 食	缶詰、カップみそ汁、カップラーメン、レトルト食品
	飲 料	水、茶
日 用 品 及 び 生 活 雑 貨	衣料等	下着類、軍手、タオル
	日用品	紙オムツ、石鹸、洗剤、ティッシュ、ライター、カップ、生理用品、割り箸、スプーン、懐中電灯、乾電池
そ の 他	上記に定めのないもののうち、災害状況に応じて甲が緊急に指定する物資で乙が調達又は製造可能な物資	

10-13 災害時における水輸送の協力に関する協定（経営支援課）

愛媛県（以下「甲」という。）と愛媛県生コンクリート工業組合（以下「乙」という。）とは、災害時の対策に必要な水の輸送（以下「水輸送」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、水輸送の必要があると認められるときは、乙に対し、乙の組合員が保有する輸送車（ミキサー車等をいう。以下同じ。）による水輸送について協力を要請することができる。

（1）愛媛県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

（2）愛媛県以外の災害について、国又は関係都道府県知事から支援を要請されたとき、又は支援の必要が認められるとき。

（要請の方法）

第2条 前条の要請は、水輸送要請文書（別紙1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他の方法により要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（輸送する水）

第3条 乙は、第1条の要請を受け、災害現場等の保全対策や復旧作業のために使用する水（飲料水を除く。）を輸送車で輸送するものとする。

2 輸送する水は、乙が確保する。

（経費の負担）

第4条 輸送車の運行のための経費及び乙が輸送する水を確保するための経費は、乙の負担とする。

（要請に基づく乙の措置）

第5条 第1条の要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、措置の終了後、措置状況を措置状況報告書（別紙2）により甲に報告するものとする。

（担当者等の報告）

第6条 甲と乙とは、この協定に係る担当者、連絡先等を協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定める。

（有効期間）

第8条 この協定は、平成18年8月23日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成18年8月22日

松山市一番町4丁目4番地2

甲 愛 媛 県
知 事 加 戸 守 行

松山市天山3丁目8番20号

乙 愛媛県生コンクリート工業組合
理事長 中 井 市 蔵

別紙1 水輸送要請文書（第2条関係）

第 号
平成 年 月 日

愛媛県生コンクリート工業組合
理事長 様

愛媛県知事

災害時における水輸送の協力に関する要請について
災害時における水輸送の協力に関する協定に基づき、下記のとおり要請します。
なお、本要請に対する措置が終了した場合には、協定第5条に定める措置状況報告書により報告願
います。

記

要請期間	年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日
輸送先 (所在地、名称)			
輸送水の量 ※希望量	k l	k l	k l
その他 留意事項			

問い合わせ先 部 課
担当
電話
E-mail

別紙2 措置状況報告書（第5条関係）

平成 年 月 日

愛媛県知事 様

愛媛県生コンクリート工業組合
理事長

災害時における水輸送の協力に関する協定第5条の規定に基づき、当組合の措置状況を下記のとおり報告します。

記

輸送期間	年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日
輸送先 (所在地、名称)			
輸送水の量	k l	k l	k l
輸送車の 輸送回数 (運行実台数・ 協力組合員数)	延べ 回 (運行実台数 台) (協力組合員数 社)	延べ 回 (運行実台数 台) (協力組合員数 社)	延べ 回 (運行実台数 台) (協力組合員数 社)
その他 報告事項			

10-14 災害時における物資の調達に関する協定書

愛媛県（以下「甲」という。）とイオンリテール株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時における物資の調達に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、または発生する恐れがある場合において、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し、その手続き等について定め、もって、災害応急対策及び災害復旧対策が円滑に実施されることを目的とする。

（物資協力要請）

第2条 甲は災害時における応急処置のため、緊急に物資等を調達する必要があると認めるときは、乙の保有する物資等の供給を要請できるものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、保有または調達可能な物資について速やかに対応する。

（物資の範囲）

第4条 甲が乙に要請する物資等は、次の各号に掲げるもののうち、乙が保有または調達可能な物資とする。

- （1）別表に掲げる物資
- （2）その他、甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 甲が前条に掲げる物資の供給を受けようとする時は、物資調達要請文書（別紙1）をもって乙に要請するものとする。但し、緊急を要するときは、口頭でもって申し出を行い、事後に物資調達要請文書を交付するものとする。

（物資の引渡し）

第6条 物資の運搬は、甲の指定する場所に、乙において搬送するものとし、甲は職員を派遣し、調達物資を確認のうえ、これを引き取るものとする。

2 甲は、物資を確認後、速やかに出荷確認書（別紙2）を乙に提出するものとする。

（費用の負担）

第7条 乙が、供給した物資の価格及び物資の運搬を行ったときに要する費用は、甲が負担するものとする。

2 甲は前項に基づく請求があったときには、乙に対し30日以内に代金を支払うものとする。

（物資の価格）

第8条 物資の価格は、災害が発生する直前における適正な価格とする。

（改正又は廃止）

第9条 この協定の改正又は廃止は、甲又は乙が文書をもって1ヶ月前以前に相手側に通知をしない限り、その効力を持続するものとする。

（協議）

第10条 この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年8月21日

甲	愛媛県松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県 知事 中村時広
乙	広島県広島市南区段原南一丁目3番52号 イオンリテール株式会社 支社長 中四国カンパニー 末次綱三

別表

■ 災害時の主な必要物資一覧表

災害発生直後に必要な物資 (概ね発災～3日間程度)	その後に必要な物資
食料品 おにぎり、パン類、カップ麺、飲料水、牛乳、 粉ミルク、缶詰(イージーオープン) 生活必需品 毛布、紙おむつ、生理用品、哺乳瓶 ラジオ、乾電池、懐中電灯、箸、スプーン 使い捨て食器類、ラップ、固形燃料、 ウェットティッシュ、ゴミ袋 蚊取り線香(夏季) 使い捨てカイロ(冬季)	食料品 精米、即席麺、食パン、レトルト食品 漬物、梅干、野菜、調味料、肉類、 菓子類、果物、お茶 生活必需品 タオル、肌着、履物、作業服、軍手 鍋、炊飯用具、簡易コンロ、 カセットボンベ、石鹸、歯ブラシ ティッシュペーパー、常備薬 救急セット、防水シート

別紙 1 物資調達要請文書（第 5 条関係）

第 号
平成 年 月 日

（法人名）
（代表者）様

愛媛県知事

災害救助に必要な物資の調達の要請について
災害救助に必要な物資の調達に関する協定に基づき、下記のとおり要請します。
記

要請する物資

要請期間	要請品目	要請数量	搬入希望場所
月 日 ～ 月 日			

注 要請数量は、1 日当たりの数量である。

問い合わせ先 部 課
担当
電話
ファックス
メール

別紙 2 出荷確認書（第 6 条関係）

平成 年 月 日

（法人名）
（代表者）様

愛媛県知事

災害時における物資の調達に関する協定第 6 条に基づき、下記のとおり提出します。
記

確認の状況

実施年月日	確認品目	確認数量	搬入場所

問い合わせ先 部 課
担当
電話
ファックス
メール

10-15 生活衛生関係営業に係る災害時支援協定（薬務衛生課）

愛媛県（以下「甲」という。）と社団法人愛媛県生活衛生同業組合連合会（以下「乙」という。）は、大規模な地震、風水害、その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、乙の会員である生活衛生同業組合（以下「組合」という。）が実施する支援業務（以下「業務」という。）の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における避難者の生活衛生の向上を図るために必要な業務に関し、甲が乙に対して協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に、業務を実施する必要があると認めたときは、乙に協力を要請することができるものとする。

2 要請は文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合には口頭により要請し、その後速やかに文書により行うものとする。

（業務及び対象組合）

第3条 甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 避難所等での理容、美容、クリーニングのボランティアの実施
- (2) 炊き出しのボランティアとしての人員の派遣
- (3) 避難所等としての施設の提供
- (4) 入浴施設の開放、入浴の便宜供与
- (5) 救援物資の提供

2 本協定の対象となる組合及び具体的な業務は別表のとおりとする。

（業務の提供及び報告）

第4条 乙は、甲から第2条に定める要請があったときは、組合間の調整を行っただうえで、業務の提供を行う組合を決定するものとする。

2 前項で決定された組合は、可能な限り、避難所又は組合員の営業施設等において業務の提供を行うものとする。

3 前項の業務の提供を行っただうえで、業務が完了したときは、速やかに業務実施状況を甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 乙の業務の提供に要する経費は、原則として乙が負担するものとする。ただし、甲が別途負担すると認めたものについてはこの限りでない。

(有効期間)

第6条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がないかぎり、その効力を継続する。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙が協議して決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成23年11月2日

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

甲 愛 媛 県

知 事 中 村 時 広

愛媛県松山市本町7丁目2

乙 社団法人愛媛県生活衛生同業組合連合会

会 長 大 森 利 夫

別表（第3条関係）

対 象 組 合 及 び 業 務

組 合 名	業 務
愛媛県理容生活衛生同業組合	避難所等での理容ボランティア
愛媛県美容業生活衛生同業組合	避難所等での美容ボランティア
愛媛県クリーニング業生活衛生同業組合	被災者の毛布、衣料等の洗濯ボランティア
愛媛県興行生活衛生同業組合	簡易避難所としての場所の提供
愛媛県公衆浴場業生活衛生同業組合	入浴施設の開放、被災者に対する入浴の便宜供与
愛媛県旅館ホテル生活衛生同業組合	避難所等としての施設の提供
愛媛県食肉商業生活衛生同業組合	救援物資の提供
愛媛県中華料理生活衛生同業組合	救援物資の提供、炊き出しのボランティアの派遣
愛媛県料飲業生活衛生同業組合	救援物資及び施設の提供、炊き出しのボランティアの派遣
愛媛県すし商生活衛生同業組合	救援物資の提供、炊き出しのボランティアの派遣
愛媛県食鳥肉販売業生活衛生同業組合	救援物資の提供
愛媛県喫茶業生活衛生同業組合	救援物資の提供、炊き出しのボランティアの派遣
愛媛県社交飲食業生活衛生同業組合	救援物資の提供

10-16 災害時における救援物資提供に関する協定書

愛媛県（以下「甲」という。）とイー・ドリンコ株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資提供に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における物資の提供に関し、乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 愛媛県内に大規模災害等の人命にかかわる緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲の災害対策本部が設置され、その災害対策本部から物資の提供について要請があったときは、乙は、次条に規定する内容により協力するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、次のものを別途書面で定めた方法により甲に無償提供するものとする。

- （1） 別途書面にて特定する災害救援ベンダー（自動販売機）の機内在庫の製品
- （2） 災害救援ベンダー（自動販売機）1台につき、設置場所に備蓄するビスケット160食、アルファ米50食、水2ℓペットボトル120本

（要請の手続き）

第4条 甲は、この協定による要請を行うときは、救援物資提供要請書（別紙）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに救援物資提供要請書を提出するものとする。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から5年間とし、甲乙い

ずれかから協定解消の申出がない限り同一内容をもって継続するものとする。

(協議)

第6条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関して必要な事項その他この協定に定めのない事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成22年3月15日

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

甲 愛 媛 県

知 事 加 戸 守 行

東京都港区芝三丁目8番2号

乙 イー・ドリンコ株式会社

代表取締役社長 尾 崎 恵 二

※業務体制の変更等により、平成23年2月にダイードリンコ株式会社に承継、平成24年4月に株式会社光藤に承継、令和3年1月にダイードー光藤ビバレッジ株式会社に承継

別紙（第4条関係）

救援物資提供要請書

イー・ドリンコ株式会社

代表取締役社長

様

愛媛県知事

貴社の所有する下記の災害救援ベンダー（自動販売機）の機内在庫製品及びビスケット 160 食、アルファ米 50 食、水 2ℓペットボトル 120 本について無償提供を要請します。

記

災害救援ベンダー設置場所

災害時における救援物資提供に関する協定書の一部を改正する協定書

愛媛県（以下「甲」という。）と株式会社光藤（以下「乙」という。）は、平成２２年３月１５日に締結した災害時における救援物資提供に関する協定書の一部を次のとおり改正し、平成２７年１月２８日から適用する。

第３条（２）中「ビスケット１６０食」を「乾パン２４食、ビスケット２４食、クラッカー２４食」に改める。

別紙中「ビスケット１６０食」を「乾パン２４食、ビスケット２４食、クラッカー２４食」に改める。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

平成２７年１月２８日

愛媛県松山市一番町四丁目４番地２

甲 愛 媛 県

知 事 中 村 時 広

愛媛県今治市立花三丁目１番１６号

乙 株式会社光藤

代表取締役 光 藤 貴 志

災害時における救援物資提供に関する協定書の一部を改正する協定書

愛媛県（以下「甲」という。）とダイドー光藤ビバレッジ株式会社（以下「乙」という。）は、平成 22 年 3 月 15 日に締結した災害時における救援物資提供に関する協定書の一部を次のとおり改正し、令和 4 年 6 月 15 日から適用する。

1 第 3 条を次のとおり改める。

第 3 条 乙は、前条の要請を受けたときは、別途書面で定めた方法により、災害救援ベンダー（自動販売機）の機内在庫の製品を甲に無償提供するものとする。

2 第 5 条を次のとおり改める。

第 5 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の 1 か月前までに甲乙いずれかから協定解消の申し出がない限り、同一内容をもって更に 1 年間継続するものとし、以降も同様とする。

3 別紙（第 4 条関係）を次のとおり改める。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 4 年 6 月 15 日

愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2

甲 愛 媛 県

知 事

中村 時広

愛媛県今治市立花三丁目 1 番 16 号

乙 ダイドー光藤ビバレッジ株式会社

代表取締役社長 岩田 章男

別紙（第4条関係）

救援物資提供要請書

ダイドー光藤ビバレッジ株式会社
代表取締役社長 様

愛媛県知事

貴社の所有する下記の災害救援ベンダー（自動販売機）の機内在庫製品について無償提供を要請します。

記

災害救援ベンダー設置場所 _____

10-17 災害時における被災者等に対する入浴支援等に関する協定

愛媛県（以下「甲」という。）と愛媛県公衆浴場業生活衛生同業組合（以下「乙」という。）は、災害時における被災者等に対する入浴支援等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、愛媛県において地震、風水害、その他大規模な事故等により多数の被災者が発生した場合（以下「災害時」という。）、甲から乙に一定期間協力を要請し、入浴支援や生活用水等の提供等を迅速かつ円滑に行うことを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、第1条の目的を達成するために、次の業務について必要が生じた場合は、乙に対して一定期間協力を要請するものとする。

- （1）被災者等に対する入浴支援
- （2）被災者等に対する生活用水の提供
- （3）生活支援物資の置場提供
- （4）その他甲の要請により乙が応じられる事項

2 前項の要請は、別記様式1の文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話、ファクシミリ等により要請し、事後に文書を送付するものとする。

（業務の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、できうる範囲で要請業務を実施するものとする。

2 乙は、業務の実施にあたり、業務内容、方法等について、業務実施先の市町と打ち合わせ、確認を行うものとする。

（業務の報告）

第4条 乙は、第2条各号の協力を実施したときは、速やかに別記様式2により甲に報告を行うものとする。

（経費の負担）

第5条 乙がこの協定に基づき実施した業務に係る費用は、甲が負担するものとする。

2 甲が前項の規定により負担する額は、災害の発生直前における市場の適正な価格及び災害救助法に基づく基準額を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（経費の請求）

第6条 乙は、前条の経費を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。

（経費の支払い）

第7条 甲は、前条の規定により乙から経費の請求があった場合は、速やかに支払うものとする。

（連絡責任者）

第8条 この協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあっては愛媛県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課長、乙にあっては愛媛県公衆浴場業生活衛生同業組合理事長とする。

（災害時の情報提供）

第9条 乙は、この協定に基づく業務の実施中に得た災害情報を、積極的に甲に提供するもの

とする。

(守秘義務)

第 10 条 乙は、この協定に基づく業務を行う場合において知り得た個人情報を、第三者に漏らしてはならない。

(協議)

第 11 条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 12 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して 1 年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の 1 箇月前までに、甲又は乙から何ら意思表示がないときは、有効期間満了の日から起算して 1 年間この期間は延長され、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

平成 26 年 6 月 12 日

甲 愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2

愛媛県

知 事 中村 時広

乙 愛媛県松山市萱町 2 丁目 2 - 1 0

愛媛県公衆浴場業生活衛生同業組合

理事長 尾原 譲

別記様式 1

番 号
年 月 日

(協力要請先の長) 様

愛 媛 県 知 事

協 力 要 請 書

災害時における被災者等に対する入浴支援等に関する協定第 2 条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

要 請 担 当 者	所属 職名・氏名 電話番号
電話・ファクシミリ等 による要請の日時	年 月 日 () 時 分頃
要 請 理 由	
要 請 内 容 〔提供内容及び数量、 その他〕	
履 行 の 場 所	
履 行 の 期 日 又 は 期 間	期日： 年 月 日 期間： 年 月 日 ～ 年 月 日
備 考	

別記様式 2

年 月 日

愛媛県知事 様

(協力要請先の長)

業 務 実 施 報 告 書

災害時における被災者等に対する入浴支援等に関する協定第 4 条の規定に基づき、次のとおり報告します。

報 告 担 当 者	所属 職名、氏名 電話番号
電話・ファクシミリ等による要請の日時	年 月 日 () 時 分頃
文書要請日、文書番号	年 月 日付 第 号
要 請 内 容 〔提供内容及び数量、 その他〕	
従 事 者 氏 名	公衆浴場名 従事者氏名 電話番号
履 行 の 場 所	
履 行 の 期 日 又 は 期 間	期日： 年 月 日 期間： 年 月 日 ～ 年 月 日
備 考	

10-18 災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書

愛媛県警察本部及び四国管区警察局愛媛県情報通信部（以下「甲」という）と株式会社アクティオ（以下「乙」という）は、地震、津波、風水害等による災害時におけるレンタル機材の提供に関して次の通り協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、愛媛県内に地震、津波、風水害等の災害が発生若しくは発生する恐れのある場合及び甚大な被害が発生した都道府県への派遣が見込まれる場合（以下「災害時」という。）において、甲の要請に応じ、乙が保有する非常用電源、照明機器その他のレンタル機材（以下「機材」という。）を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において機材を要する時は、乙に対し機材の提供について協力を要請することが出来る。

2 甲は、前項の規定により乙に要請を行う時は、書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する時は電話等による口頭又はその他の方法により要請することができるものとし、後日速やかに書面を提出するものとする。

（協力実施）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けた時は、機材の優先的な提供及び運搬による協力を行うものとする。

2 乙は、前項の協力の的確に対応するため、保有機材の供給可能な体制を保持するものとする。

3 乙は、協力を行う際、道路不通等により提供及び運搬に支障が生じた場合は、その対策について甲と協議するものとする。

（機材の引き渡し）

第4条 機材の引き渡し場所は、甲乙協議のうえ決定するものとし、甲は、当該引き渡し場所に職員又は甲が指定する者を派遣し、機材を確認のうえ引き渡しを受けるものとする。

（費用負担）

第5条 甲は、乙が提供した機材の対価及び乙が行った運搬に係る費用について

負担するものとする。

2 機材の対価及び運搬にかかる費用は、災害時直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(協議事項)

第6条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙が協議し定めるものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から 1 年間とする。ただし、甲、乙いずれからも協定解消の申し出がない場合は、協定期間を 1 年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

2 前項の解消の申し出は、30 日前までに相手方に文書で申し出るものとする。

この協定の締結を証するため、本書 3 通を作成し、甲、乙両者記名押印のうえ、各自その 1 通を保有するものとする。

平成 2 6 年 1 2 月 2 4 日

甲 愛媛県警察本部
本部長 川 邊 俊 一

四国管区警察局愛媛県情報通信部
情報通信部長 大 森 栄 治

乙 株式会社アクティオ 四国支店
支店長 浜 田 喜 代 己

株式会社アクティオ四国支店との「災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書」に関する覚書

この覚書は、平成 26 年 12 月 24 日付で、愛媛県警察本部（以下「甲」という）と株式会社アクティオ四国支店（以下「乙」という）との間で締結した「災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書」に関し、より実効的な協定とするため、次のとおり細部事項を定め、覚書を締結する。

- 1 夜間及び休日等において、大規模な災害の発生が予想される場合、甲は乙に対し、あらかじめ関係社員の待機、同社員への連絡方法及び連絡内容等について協議できるものとする。
- 2 甲は、緊急の救出救助活動が予想される場合、1 に定める乙社員に連絡し、救出救助活動に必要なレンタル機材（以下「機材」という）の提供を要請できるものとし、乙は甲の要請に応じ必要な機材を準備するものとする。
- 3 機材の引き渡し場所は、甲乙協議のうえ決定するものとし、甲は当該引き渡し場所に職員又は甲が指定する者を派遣し、機材を確認のうえ引き渡しを受けるものとする。
- 4 甲は、乙から機材の引き渡しを受けた場合、救出救助活動がなく、機材を使用しなかった場合でも、その対価及び乙が行った運搬に係る費用について負担するものとする。
- 5 機材の対価及び運搬に係る費用は、引き渡しを受ける直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議のうえ決定するものとする。
- 6 この覚書の実施に関し必要な事項又はこの覚書に定めのない事項については、その都度甲乙が協議し定めるものとする。

7 この覚書は、平成 30 年 9 月 1 日からその効力を有するものとし、両者いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力は継続する。

8 この覚書は、3 部を正文として作成し、両者がそれぞれ 1 部ずつ保有するものとする。

平成 30 年 9 月 1 日

甲 愛媛県警察本部
本部長

松下 整

四国管区警察局愛媛県情報通信部
情報通信部長

笥 博文

乙 株式会社アクティオ 四国支店
支店長

武川 大介

災害発生時における物資供給に関する協定

愛媛県警察本部（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、地震その他の災害により甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における物資の供給（貸与を含む。以下同じ。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲が乙から物資を調達するために必要な事項を定めるものとする。

（物資の供給の協力要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認められるときは、乙に対し、乙が保有する物資の供給を要請することができるものとする。

- (1) 愛媛県の区域内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合
- (2) 愛媛県の区域外において災害が発生し、当該区域を管轄する都道府県警察への派遣が見込まれる場合

（調達物資の範囲）

第3条 本協定により、甲が乙に対し供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第4条 第2条の規定による要請は、物資調達要請文書（様式第1号）により行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話、ファクシミリ等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第5条 乙は、前条の規定により要請を受けたときは、可能な範囲で物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を措置状況報告書（様式第2号）により甲に通知するものとする。

（物資の引渡し等）

第6条 物資の引渡場所及び引渡日時は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が運搬できない

場合は、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

- 2 甲は、物資の引渡しに当たっては、当該物資を検査するものとし、当該検査に合格した物資について引渡しを受けるものとする。

(費用の負担)

第7条 乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

- 2 前項に規定する費用は、災害時直前における適正な価格を基準とし、甲及び乙が協議の上速やかに決定するものとする。

(費用の請求及び支払)

第8条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

- 2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第9条 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制、物資の供給等について情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議して定める。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日から起算して30日前までに、甲及び乙のいずれからも特別の意思表示がない場合は、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年1月27日

甲 愛媛県警察本部長
警視長 伊藤 昇一

乙 NPO法人 コメリ災害対策センター
理事長 捧 雄一郎

10-21 災害時における物資の調達に関する協定書

愛媛県（以下「甲」という。）と愛媛県パン協同組合（以下「乙」という。）及びその上部団体である全日本パン協同組合連合会中四国ブロック（以下「丙」という。）は、災害時に必要な物資（以下「物資」という。）の調達、運搬に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認められるときには、乙に対し、その調達が可能な物資の供給を要請できるものとする。ただし、乙が被災等で供給が不可能な場合には、乙を通じて、又は甲が直接丙に供給を要請できるものとする。

（1）愛媛県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

（2）愛媛県以外への物資の供給のため、国又は関係都道府県知事から、物資の調達のあつせんを要請されたとき、又は供給の必要が認められるとき。

（調達物資の範囲）

第2条 甲が乙又は丙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙又は丙が保有又は調達可能な物資とする。

（1）パン

（2）米飯

（3）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条 第1条の要請は、物資調達要請文書（別紙1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 前項ただし書きの場合にあっては、乙又は丙は甲の意思を確認の上、第4条の措置をとるものとする。

（要請に基づく乙又は丙の措置）

第4条 第1条の要請を受けたときは、乙又は丙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を措置状況報告書（別紙2）により甲に報告するものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第5条 物資の引渡し場所、運搬経路は、甲、乙又は丙が協議の上定めるものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙又は丙が行うものとする。ただし、乙又は丙の運搬が困難な場合は、甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、当該場所に職員を派遣し物資を確認の上引き取るものとする。

3 甲は、前項の職員の派遣を市町長に代行させることができる。

（費用）

第6条 第2条の調達物資の対価及び運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、引渡し場所への運搬終了後、乙又は丙の提出する出荷確認書等に基づ

づき、災害発生時直前における適正な価格を基準として、甲、乙又は丙が協議して定める。

(代金の支払)

第7条 甲が引き取った物資の代金は、乙又は丙からの請求後、速やかに支払うものとする。

(担当者等との報告)

第8条 甲、乙及び丙は、この協定にかかる担当者及び連絡先等を協定締結後速やかに相互に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相互に報告するものとする。

(市町長協定との調整)

第9条 乙又は丙が県内市町長と同様の協定を締結している場合は、市町長との協定を優先するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙及び丙が協議して定める。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1月前までに、甲、乙及び丙いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年延長するものとし、以後もまた同様とする。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成27年3月19日

松山市一番町4丁目4番地2

甲 愛媛県

知事 中村 時広

松山市本町6丁目6番7号ロータリー本町919

乙 愛媛県パン協同組合

理事長 篠崎 清栄

徳島県板野郡板野町吹田平山60番4号有限会社東條文明堂内

丙 全日本パン協同組合連合会中四国ブロック

ブロック長 木内 千春

全日本パン協同組合連合会中四国ブロック 所属組合

所在地 鳥取県鳥取市南安長 1 丁目 1 6 番 5 号
名 称 鳥取県パン協同組合
代表者 理事長 三島 美博

所在地 島根県松江市矢田町 2 5 0 番 2 0 号 株式会社マツヤ神戸屋内
名 称 島根県パン工業組合
代表者 理事長 長谷川 豊

所在地 岡山県岡山市北区西古松 2 丁目 9 番 7 号
名 称 岡山県パン協同組合
代表者 理事長 妹尾 光雄

所在地 広島県広島市南区比治山町 1 番 2 4 号
名 称 広島県パン工業協同組合
代表者 理事長 越智 行雄

所在地 広島県尾道市土堂 2 丁目 1 0 番 3 号 尾道商工会議所内
名 称 広島県東部パン協同組合
代表者 理事長 廣川 徹

所在地 山口県山陽小野田市鴨ノ庄 9 3 番 1 号
名 称 山口県パン工業協同組合
代表者 理事長 岩本 秀行

所在地 徳島県板野郡板野町吹田平山 6 0 番 4 号 有限会社東條文明堂内
名 称 徳島県製パン協同組合
代表者 理事長 木内 千春

所在地 香川県高松市八坂町 2 番 2 0 号
名 称 香川県パン協同組合
代表者 理事長 森 嗣喜

所在地 愛媛県松山市本町 6 丁目 6 番 7 号ロータリー本町 9 1 9
名 称 愛媛県パン協同組合
代表者 理事長 篠崎 清栄

所在地 高知県高知市大川筋 1 丁目 3 番 3 9 号土佐建材ビル 2F
名 称 高知県製パン協同組合
代表者 理事長 辻 永晃

別紙1 物資調達要請文書（第3条関係）

第 号
平成 年 月 日

（組合名）
（代表者） 様

愛媛県知事

災害時における物資の調達の要請について

災害時における物資の調達に関する協定書に基づき、下記のとおり要請します。

なお、本要請に対する措置について、協定書第4条に定める措置状況報告書により報告願います。

記

要請する物資

要請期間	要請品目	要請数量	搬入希望場所
月 日 ～ 月 日			

注 要請数量は、一日当たりの数量である。

問い合わせ先 部 課
担当
電話
E-mail

別紙2 措置状況報告書（第4条関係）

平成 年 月 日

愛媛県知事 様

(組合名)

(代表者名)

災害時における物資の調達に関する協定書第4条により、当組合の措置の状況を下記のとおり報告します。

記

措置の状況

実施年月日	出荷品目	出荷数量	搬入場所

災害時における物資供給及び店舗の営業継続又は早期再開に関する協定書

愛媛県（以下「甲」という。）と株式会社セブン-イレブン・ジャパン（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他災害（以下総称して「災害」という。）が発生した場合における被災住民等を支援するための物資（以下「物資」という。）の調達及び供給、並びに乙が直営方式又はフランチャイズ方式により展開するコンビニエンスストア「セブン-イレブン店」（以下総称して「セブン-イレブン店」という。）の営業継続又は早期再開に関して次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、甲及び近隣県等において災害が発生又は発生するおそれがある場合において、物資を調達する必要があると認められたときは、乙に対し、その調達が可能な範囲内で物資の供給を要請することができる。

（物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達可能な物資とする。

- （1）食料品
- （2）飲料水
- （3）日用品
- （4）その他甲が指定する物資

（調達可能物資の照会）

第3条 甲は必要がある場合に、乙に対し、供給できる物資及びその数量等について照会することができるものとする。ただし、乙が実際に甲に供給する物資の範囲、個数、日時等は、甲から乙に対して要請された時点で乙が対応可能なものに限るものとする。

（要請の方法）

第4条 第1条の要請は、「物資要請書」（別紙1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第5条 乙が甲より第1条の要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を「措置状況報告書」（別紙2）により甲に提出するものとする。

(物資の運搬、引渡し)

第6条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行なうものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、当該引渡し場所に職員又は甲の指名する者を派遣し、物資を確認の上、乙から引渡しを受けるものとする。

(費用負担)

第7条 甲からの要請に基づき乙が供給した物資の対価は、甲又は甲の指定する地方自治体が負担するものとする。

2 乙が供給した物資の対価は、引渡し場所への運搬終了後、乙の所定の納品書等に基づいた数量、災害発生直前の乙の店舗での販売価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 前条の規定により乙が行った運搬等に係る費用は甲の負担とする。

(費用の支払い)

第8条 甲又は甲の指定する地方自治体は、乙から引渡しを受けた物資の対価及び乙が行なった運搬等の費用について、乙からの請求後、速やかに乙指定口座へ振込みにて支払うものとする。

(店舗の営業継続又は早期再開)

第9条 甲は、県民の生活安定を確保するため、乙に対して災害発生時におけるセブン-イレブン店の営業継続又は早期再開を要請することができる。

2 乙は、甲の前項の要請に対し、乙の経営する直営店舗の営業継続又は早期再開に努めるとともに、フランチャイズ加盟店の店舗の営業継続又は早期再開を支援し、もって被災地域内における物資の安定供給に最大限努めるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、甲は、乙のフランチャイズ方式による店舗展開を十分に理解していることから、乙がフランチャイズ加盟店に対し営業の継続又は早期再開を強制できるものではないことを了承する。

(連絡責任者の報告)

第10条 甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(車両の通行)

第11条 甲は、乙が、甲の要請に基づき、物資の運搬及び供給を行うために必要な車両及び店舗の営業継続又は早期再開を行うために必要な車両について、緊急通行車両等として通行できるように可能な範囲で支援するものとする。

(その他)

第12条 乙は、セブン-イレブン店の関係者（配送業者等）に最大限の努力をもってこの協定の履行に協力するよう求めるが、各々独立した事業者であることから、実施することが困難な事情がありうることを、甲は予め承諾する。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期限は、協定締結日から1年間とする。ただし、この期間満了の1ヶ月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(解除)

第14条 この協定を解除する場合は、甲乙いずれか一方が解除する日の1ヶ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

(協議事項)

第15条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた場合については、その都度、甲乙誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年3月9日

甲 愛媛県松山市一番町4丁目4-2
愛媛県
知事 中 村 時 広

乙 東京都千代田区二番町8番地8
株式会社セブン-イレブン・ジャパン
代表取締役社長 井 阪 隆 一

別紙1 物資要請書（第4条関係）

年 月 日

株式会社セブン-イレブン・ジャパン
（代表者） 様

愛媛県知事

物資要請書

災害時における物資供給及び店舗の営業継続又は早期再開に関する協定書第4条の規定に基づき、下記のとおり要請します。

なお、同協定書第5条の規定により、本要請に対する貴社の措置状況を報告願います。

記

供給を要請する物資

要請期間	品目	数量	指定供給先	備考

別紙2 措置状況報告書（第5条関係）

年 月 日

愛媛県知事 殿

株式会社セブン-イレブン・ジャパン
(代表者)

措置状況報告書

災害時における物資供給及び店舗の営業継続又は早期再開に関する協定書第5条の規定により、当社の措置の状況を下記のとおり報告します。

記

措置状況

措置期間	品目	数量	搬送先	備考

10-23 災害時における物資の供給及び被災者等への支援に関する協定書 (防災危機管理課)

愛媛県（以下「甲」という。）と四国乳業株式会社（以下「乙」という。）とは、地震等の大規模災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）における物資の供給及び被災者、帰宅困難者等（以下「被災者等」という。）への支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第1条 甲は、乙に対し、災害時に次に掲げる事項について協力を要請することができる。

- （1）乙の保有又は調達可能な乳、乳製品、清涼飲料水、飲料水等（以下「物資」という。）の供給
- （2）被災者等に対する、乙の製品の販売店（以下「販売店」という。）が設置する自動販売機内の物資の無償提供（機内在庫が無くなった場合の無償補給を含む。）
- （3）被災者等に対する、乙の所有又は管理する事業所・駐車場等（以下「事業所等」という。）の一時避難場所・一時休憩所としての開放（水道水、トイレ等の提供を含む。）
- （4）乙の所有又は管理する事業所等における被災者等に対する災害情報、通行可能な道路情報及び近隣の避難所に関する情報等の提供

2 甲及び乙は、前項に掲げる事項のほか、可能な範囲で相互に協力を要請することができる。

（要請の方法）

第2条 前条の規定による要請は、物資供給等要請書（別紙1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（要請に伴う措置）

第3条 乙は、第1条第1項第1号に掲げる事項について甲から協力の要請を受けたときは、可能な範囲において物資の供給及び運搬に協力するものとする。

2 乙は、第1条第1項第2号から第4号までに掲げる事項について甲から協力の要請を受けたときは、可能な範囲において被災者等への支援を実施するものとする。ただし、甲が乙に対し、通信の途絶等により要請を行うことができないときは、乙は甲の要請を待たないで支援を実施することができる。

3 前項の規定にかかわらず、第1条第1項第2号に掲げる事項は、本協定の趣旨に賛同する販売店の同意と協力が得られた場合に限り、実施するものとする。

（物資の運搬）

第4条 被災地への物資の運搬は、原則として乙が行うものとし、乙は、その都度甲の指定する場所で甲の指定する者へ物資を引き渡すものとする。

2 乙による被災地への物資の運搬が困難な場合は、状況に応じて、物資の運搬方法及び引渡し場所等を、甲乙協議の上決定するものとする。

（実績報告）

第5条 乙は、甲からの協力の要請により、物資を供給したときは、措置状況報告書（別紙2）により、甲に対し実績報告を行うものとする。

(費用負担)

第6条 甲からの協力の要請により、乙が供給した物資の対価については、甲が負担するものとし、その費用の算出は、災害発生直前時における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の適正な価格）を基準として、甲乙協議して決定するものとし、その代金は適法な支払請求書を受理してから30日以内に甲が乙に支払うものとする。

2 乙が行った物資の運搬に係る費用については、乙による通常の商品配送業務と同様とみなし、原則として乙が負担するものとする。ただし、運搬が広域にわたる等、運搬に係る費用が乙の通常の商品配送業務から著しく逸脱したと認められる場合は、甲乙協議の上、負担額を調整するものとする。

3 第1条第1項第2号から第4号までに掲げる事項に要した費用については、乙が負担するものとする。

4 第1条第2項の要請により、乙が協力に要した費用については、甲乙協議の上、これを決定するものとする。

(情報の交換)

第7条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(疑義等の決定)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1月前までに、双方いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年延長するものとし、以後もまた同様とする。

この協定の成立を証するため本書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成29年2月3日

甲 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県
知事 中村 時 広

乙 愛媛県東温市南方955-1
四国乳業株式会社
代表取締役社長 三 好 晶 夫

別紙 1 物資供給等要請書（第 2 条関係）

平成 第 年 月 日

四国乳業株式会社
代表取締役社長 様

愛媛県知事



災害時における物資の供給等に係る協力要請について

「災害時における物資の供給及び被災者等への支援活動に関する協定」に基づき、下記のとおり要請します。

なお、本要請に対する措置の状況を、同協定第 5 条に定める措置状況報告書により報告願います。

記

1 協力を要請する事由

2 要請する物資

要請期間	要請物資	要請数量	搬入希望場所
月 日 ～ 月 日			

注 要請数量は、1 日当たりの数量である。

問い合わせ先 部 課

担 当
TEL
FAX
Mail

別紙 2 措置状況報告書（第 5 条関係）

平成 年 月 日

愛媛県知事 様

四国乳業株式会社
代表取締役社長 印

「災害時における物資の供給及び被災者等への支援活動に関する協定」第 5 条の規定に基づき、当社の措置の状況を下記のとおり報告します。

記

措置の状況

実施年月日	出荷品目	出荷数量	搬入場所

問い合わせ先 部 課

担 当
T E L
F A X
M a i l

10-24 災害時における物資（紙製品）の調達に関する協定

愛媛県（以下「甲」という。）と公益社団法人愛媛県紙パルプ工業会（以下「乙」という。）とは、災害時に必要な物資（紙製品）（以下「物資」という。）の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認められるときは、乙に対し、調達が可能な物資の供給を要請することができる。

- （1）愛媛県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- （2）愛媛県以外の災害について、国若しくは関係都道府県知事から支援を要請されたとき、又は支援の必要が認められるとき。

（物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- （1）トイレットペーパー
- （2）ティシュペーパー
- （3）ウェットティシュ
- （4）その他甲が指定する物資

2 前項に掲げる物資以外の物資についても、乙は、関係者（紙産業関連企業）を通じた調達に積極的に協力するものとする。

（要請の方法）

第3条 第1条の要請は、物資要請書（別紙1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第4条 乙が甲から第1条の要請を受けたときは、乙は、その要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置状況を措置状況報告書（別紙2）により甲に報告するものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第5条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、引渡場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難なときは、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、当該引渡場所に職員又は甲の指定する者を派遣し、物資を確認の上、乙から引渡しを受けるものとする。

（費用の負担）

第6条 甲からの要請に基づき乙が供給した物資の対価及び運搬に要した費用は、甲又は甲の指定する者が負担するものとする。

2 前項の規定により甲が負担する費用の額は、災害が発生する直前における適

正な卸価格によるものとする。

(費用の支払)

第7条 甲は、乙からの請求に基づき、前条の規定により定められた費用を速やかに支払うものとする。

(担当者等の報告)

第8条 甲と乙は、この協定に係る担当者及び連絡先等を協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(車両の通行)

第9条 甲は、乙が物資を運搬する際には、必要に応じて、車両を緊急又は優先車両として通行できるよう支援するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定める。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1月前までに、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年延長するものとし、以後もまた同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年2月7日

松山市一番町四丁目4番地2
甲 愛媛県
知事 中村 時 広

四国中央市川之江町4084番1
乙 公益社団法人愛媛県紙パルプ工業会
会長 服部 正

別紙 1 物資要請書（第 3 条関係）

第 号
年 月 日

公益社団法人愛媛県紙パルプ工業会
会長 様

愛媛県知事

災害時における物資（紙製品）の調達の要請について

災害時における物資（紙製品）の調達に関する協定に基づき、下記のとおり要請します。

なお、本要請に対する措置について、協定第 4 条に定める措置状況報告書により報告願います。

記

要請する物資

要 請 期 間	要請する物資	要 請 数 量	引渡し希望場所
年 月 日～ 年 月 日			

注 要請数量は、一日当たりの数量である。

問い合わせ先 部 課
担当
電話
E-mail

別紙 2 措置状況報告書（第 4 条関係）

年 月 日

愛媛県知事 様

公益社団法人愛媛県紙パルプ工業会
会長

災害時における物資（紙製品）の調達に関する協定第 4 条により、当会の措置の状況を下記のとおり報告します。

記

1 調達可能数量等

調達可能期間	調達する物資	調達可能数量	引渡し場所
年 月 日～ 年 月 日			

2 物資の引渡し場所及び方法（いずれかに○をつける）

- ① 愛媛県の引渡し希望場所まで当会が搬入する。
- ② 当会が指定する場所で愛媛県に引き渡す。
- ③ その他

10-25 災害時における物資の調達に関する協定（経営支援課）

愛媛県（以下「甲」という。）と株式会社マルヨシセンター（以下「乙」という。）は、災害時に必要な物資（以下「物資」という。）の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、調達可能な物資の供給を要請することができる。

- （1）愛媛県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- （2）愛媛県以外の災害について、国若しくは関係都道府県知事から支援を要請されたとき、又は支援の必要が認められるとき。

（物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げる物資のうち、乙が調達可能なものとする。

- （1）別表に掲げる物資
- （2）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条 第1条の要請は、物資要請書（別紙1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第4条 乙は、甲から第1条の要請を受けたときは、可能な範囲において、その要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を措置状況報告書（別紙2）により甲に報告するものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第5条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、引渡場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難なときは、物資の運搬方法及び引渡場所等を、甲乙協議の上決定するものとする。

- 2 甲は、当該引渡場所に職員又は甲の指定する者を派遣し、物資を確認の上、乙から引渡しを受けるものとする。

（費用の負担）

第6条 甲からの要請に基づき乙が供給した物資の対価及び運搬に要した費用は、甲

又は甲の指定する者が負担するものとし、その費用の額は、引渡場所への運搬終了後、乙の提出する出荷確認書等に基づき、災害発生時直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

(費用の支払)

第7条 甲は、乙からの請求に基づき、前条の規定により定められた費用を速やかに支払うものとする。

(担当者等の報告)

第8条 甲及び乙は、この協定に係る担当者及び連絡先等を協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1月前までに、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年延長するものとし、以後もまた同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年3月7日

甲 松山市一番町4丁目4番地2
愛媛県
知事 中村時広

乙 香川県高松市南新町4番地の6
株式会社マルヨシセンター
代表取締役 佐竹克彦

別表（第2条関係）

要請物資一覧表

食料品	米、小麦粉、パン、漬物、缶詰、レトルト食品、インスタント麺、果物、粉ミルク、味噌、しょう油、塩、上白糖、食用油、容器入り飲料水
日用品	肌着、靴下、軍手、運動靴、長靴、タオル、雨具、刃物、なべ、やかん、ポリバケツ、飲料用ポリタンク、紙コップ、紙皿、はし、スプーン、ほ乳びん、ラップ、洗剤、石けん、歯ブラシ、歯磨き粉、ちり紙、トイレットペーパー、生理用品、紙おむつ、ごみ袋、ガムテープ、マッチ、ライター、ろうそく、乾電池、懐中電灯、蚊取り線香、使い捨てカイロ、救急絆創膏、ノートブック
燃料等	カセット式ガスコンロ、カートリッジガスボンベ

別紙1 物資要請書（第3条関係）

第 号
年 月 日

株式会社マルヨシセンター
(代表者) 様

愛媛県知事

災害時における物資の調達の要請について

災害時における物資の調達に関する協定書第3条の規定に基づき、下記のとおり要請します。

なお、本要請に対する措置について、同協定書第4条に定める措置状況報告書により報告願います。

記

要請する物資

要請期間	要請品目	要請数量	引渡希望場所	備考
月 日 ～ 月 日				

注 要請数量は、一日当たりの数量である。

問い合わせ先

部

課

担当
電話

E-mail

別紙2 措置状況報告書（第4条関係）

年 月 日

愛媛県知事 様

株式会社マルヨシセンター
(代表者名)

災害時における物資の調達に関する協定書第4条の規定により、当社の措置の状況を下記のとおり報告します。

記

措置の状況

実施年月日	出荷品目	出荷数量	引渡場所	備考

10-26 災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書

愛媛県（以下「甲」という。）と株式会社アクティオ（以下「乙」という。）は、地震、津波、風水害等による災害時におけるレンタル機材等の提供に関して次の通り協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、愛媛県内に地震、津波、風水害等の災害が発生若しくは発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲の要請に応じ、乙が保有する建設用機械、照明機器その他のレンタル機材等（以下「機材等」という。）を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

（調達機材等の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する機材等は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達可能な機材等とする。

- (1) 別表に掲げる機材等
- (2) その他甲が指定する機材等

（協力要請）

第3条 甲は、災害時において機材等を要する時は、乙に対し機材等の提供について協力を要請することが出来る。

2 甲は、前項の規定により乙に要請を行う時は、愛媛県救援物資供給マニュアルに定める物資要請発注票（以下「発注票」という。）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する時は電話等による口頭又はその他の方法により要請することができるものとし、後日速やかに発注票を提出するものとする。

（協力実施）

第4条 乙は、前条の規定による要請を受けた時は、機材等の優先的な提供及び運搬による協力を可能な限り行うものとする。

- 2 乙は、前項の協力に的確に対応するため、保有機材等の供給可能な体制を保持するものとする。
- 3 甲及び乙は、この協定を円滑に推進するため、平常時から防災に関し、必要な対策について協議し、その実施等について協力するものとする。
- 4 乙は、協力を行う際、道路不通等により提供及び運搬に支障が生じた場合は、その対策について甲と協議するものとする。

（機材等の引き渡し）

第5条 機材等の引き渡し場所は、甲乙協議のうえ決定するものとし、甲は、当該引き渡し場所に職員又は甲が指定する者を派遣し、機材等を確認のうえ引き渡しを受ける

ものとする。

- 2 乙は、物資等の供給を実施したときは、その供給終了後、遅滞なく甲に報告書（別紙1）を提出する。ただし、報告書をもって報告するいとまがないときは、電話又はその他の方法をもって報告し、その後速やかに報告書を提出するものとする。

（費用負担）

第6条 甲は、乙が提供した機材等の対価及び乙が行った運搬に係る費用について負担するものとする。

- 2 機材等の対価及び運搬にかかる費用は、災害時直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（連絡責任者の報告）

第7条 この協定に関する連絡責任者は、連絡責任者名簿（別紙2）により協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

- 2 甲及び乙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等について協議し定めておくものとする。

（協議事項）

第8条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙が協議し定めるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、甲、乙いずれからも協定解消の申し出がない場合は、協定期間を1年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

- 2 前項の解消の申し出は、30日前までに相手方に文書で申し出るものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成 31 年 1 月 25 日

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

甲 愛媛県

知 事

中 村 時 広

東京都中央区日本橋 3 - 12 - 2

朝日ビルディング7階

乙 株式会社アクティオ

代表取締役社長 小 沼 直 人

別表

災害時における緊急対応可能な物資（第2条第1号に規定する物資）

分 類	主な品目
作業機器類	ダンプ・クレーン付トラック・トラック・高所作業車・バックホー・タイヤショベル・不正地運搬車・洗淨機・ポンプ・コンプレッサー等
仮設用品	仮設現場ハウス・仮設トイレ・仮設倉庫・仮設シャワーユニット・仮設倉庫・暖房/冷房用機器・等
電源・照明関係	各種照明器具・エンジン式投光機・仮設発電機（ガソリン・ディーゼル・100V／200V）等各種
作業関係（販売品）	作業シート・標識ロープ・ヘルメット・防塵マスク・長靴・軍手・ゴム手袋・皮手袋・雨具・土嚢袋・ガラ袋・スコップ・ホースリール等

別紙 1 （第 5 条関係）

報告書

年 月 日

愛媛県知事

殿

株式会社アクティオ
(代表者名)

災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定第 5 条により、当社の措置の状況を
下記のとおり報告します。

記

措置の状況

実施年月日	出 荷 品 目	出 荷 数 量	搬入場所

連 絡 責 任 者 届

【 愛 媛 県 】

1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	

2 担当連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		

【 株式会社アクティオ 】

1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	

2 担当連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		

10-27 災害時における物資供給に関する協定書

愛媛県（以下「甲」という。）と萩原工業株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における物資（以下「物資」という。）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という）において、甲が乙から物資を調達するために必要な事項を定めるものとする。

（供給等の協力要請）

第2条 甲は、災害時において、物資を調達する必要があると認められるときは、乙に対し、その供給が可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が供給可能な物資とする。

- （1）ブルーシート・土嚢袋などの乙が製造及び販売する各種シート及び袋類
- （2）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第4条 第2条の要請は、愛媛県救援物資供給マニュアルに定める物資要請発注票（以下「発注票」という。）をもって行うものとする。ただし、発注票をもって要請するいとまがないときは、電話又はファクシミリ等で要請し、その後速やかに発注票を送付するものとする。

（物資の供給の協力）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

（引渡し等）

第6条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。

- 2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。
- 3 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給終了後、遅滞なく甲に報告書（別紙1）を提出する。ただし、報告書をもって報告するいとまがないときは、電話又はその他の方法をもって報告し、その後速やかに報告書を提出するものとする。

(費用の負担)

第7条 乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費（以下「費用」という。）は、甲が負担するものとする。

2 費用は、原則、災害発生直前時における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の適正な価格）を基準とし、災害により著しく原材料価格が高騰する等のやむを得ない事情があれば、これを踏まえ、甲乙協議の上、速やかに決定するものとする。

(費用の支払い)

第8条 費用は、乙からの請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を支払うものとする。

(連絡責任者の報告)

第9条 この協定に関する連絡責任者は、連絡責任者名簿（別紙2）により協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めない事項及びこの協議に疑問が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期限)

第11条 この協定は、協定締結の日から1年間効力を有するものとする。ただし、有効期限満了日の1ヶ月前までに、双方いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、同一条件で1年更新され、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成 31 年 1 月 25 日

愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2
甲 愛媛県
知 事 中 村 時 広

岡山県倉敷市水島中通一丁目 4 番地
乙 萩原工業株式会社
代表取締役社長 浅 野 和 志

別紙 1（第 6 条関係）

報告書

年 月 日

愛媛県知事 殿

萩原工業株式会社
(代表者名)

災害時における物資供給に関する協定第 6 条により、当社の措置の状況を下記のとおり報告します。

記

措置の状況

実施年月日	出 荷 品 目	出 荷 数 量	搬 入 場 所

連 絡 責 任 者 届

【 愛 媛 県 】

1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	

2 担当連絡先

項 目	第 1 連絡先	第 2 連絡先
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		

【 萩原工業株式会社 】

1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	

2 担当連絡先

項 目	第 1 連絡先	第 2 連絡先
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		

10-28 災害時における警察の施設及び自動車の燃料等の調達等に関する協定

愛媛県警察（以下「甲」という。）と愛媛県石油商業組合（以下「乙」という。）とは、災害時の対策に必要な警察の施設及び自動車等の燃料等（以下「燃料等」という。）の調達に関し次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、愛媛県内及びその周辺で地震・洪水等の自然現象及びその他の原因による災害が発生、または発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、燃料等の調達の必要があると認めるときは、乙に対し、次に掲げる業務について協力を要請することができる。

- (1) 甲が指定する自動車等への燃料の優先供給
- (2) 甲が指定する警察施設（甲が特に必要と認めたものに限る。）への燃料の優先供給
- (3) 燃料等の供給の過程において乙が知り得た災害情報、通行可能な道路情報及び近隣の避難所に関する災害情報等の提供

2 前項第1号から第3号までに掲げる業務（以下「燃料等調達業務」という。）については、甲は、愛媛県以外の災害について、国若しくは関係都道府県警察から応援を要請された場合又は応援の必要が認められる場合において燃料等を調達する必要があると認めるときも、乙に対し協力を要請することができる。

（要請の方法）

第2条 燃料等調達業務に係る前条第1項及び第2項の要請は燃料等調達要請文書（別紙1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法により要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第3条 燃料等調達業務に係る第1条第1項又は第2項の要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置状況を措置状況報告書（別紙2）により甲に報告するものとする。

（燃料等の対価）

第4条 燃料等調達業務に係る第1条第1項及び第2項の要請に基づき供給された燃料等の対価及びその運搬費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、燃料等の供給後、乙の提出する出荷確認書等に基づき、災害発生直前時における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の適正な価格）を基準として、甲、乙協議して定める。

(代金の支払)

第5条 甲が供給を受けた燃料等の代金は、乙からの請求後、速やかに支払うものとする。

(事故等)

第6条 乙は、燃料等調達業務に係る第1条第1項及び第2項の要請に基づく燃料等の供給に際し、やむを得ない事由が発生したことにより供給を中断したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

(協力体制の構築等)

第7条 甲及び乙は、この協定を円滑かつ効果的に推進するため、平常時から防災・減災に関し、必要な対策について協議し、その実施等について協力するものとする。

2 乙は、この協定に基づいて燃料等を供給することができる県内の給油取扱所の一覧(別紙3)を作成し、この協定の成立の日及び記載内容に変更があった場合に、甲に報告するものとする。

3 甲と乙は、この協定に係る担当者及び連絡先等を協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

4 甲は、災害時等に乙が燃料等の供給能力を十分に発揮できるよう、内閣が閣議決定する「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」に留意するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定める。

(有効期間)

第9条 この協定は、令和元年10月31日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和元年10月31日

松山市南堀端町2番地2
甲 愛媛県警察本部
本部長 篠原 英樹

松山市愛光町1番地24号
乙 愛媛県石油商業組合
理事長 三原 英人

別紙 1 燃料調達要請文書（第 2 条関係）

第 号
年 月 日

愛媛県石油商業組合
理事長 殿

愛媛県警察本部長

災害時における自動車等燃料の調達の要請について

災害時における自動車等の燃料の調達に関する協定に基づき、下記のとおり要請します。

なお、本要請に対する措置について、協定第 3 条に定める措置状況報告書により報告願います。

記

要請する燃料

要 請 期 間	要請する油脂	要 請 数 量	対象給油取扱所
月 日 ～ 月 日			

注 要請数量は、一日当たりの数量である。

問い合わせ先 部 課
担当
電話
E-mail

別紙２ 措置状況報告書（第３条関係）

年 月 日

愛媛県警察本部長 殿

愛媛県石油商業組合
理事長

災害時における自動車等の燃料に関する協定第３条により、当組合の措置の状況を下記のとおり報告します。

記

該当給油取扱所に対する燃料の供給要請状況

供給可能年月日	対 象 油 脂	供給可能数量	給油取扱所

別紙 3 給油取扱所一覧（第 7 条関係）

給 油 取 扱 所 一 覧

（ 年 月 日現在）

給油所の名称	所 在 地	電話番号（F A X）

注 既存の資料をもって、この様式に替えることができるものとする。

10-29 災害時における警察の施設及び自動車の燃料等の供給等に関する覚書

愛媛県警察（以下「甲」という。）と愛媛県石油商業組合（以下「乙」という。）は、災害時の対策に必要な警察の施設及び自動車の燃料等（以下「燃料等」という。）の優先的な供給に関し、次のとおり覚書を締結する。

（趣旨）

第1条 この覚書は、愛媛県内及び周辺で地震、洪水等の自然現象及びその他の原因による災害が発生、または、発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に甲が要請する燃料等の優先的な供給の実施に関して、給油場所及び給油方法等について必要な事項を定めるものとする。

（優先供給の実施）

第2条 災害時において、甲が乙に対して燃料の優先的な供給を要請した場合には、乙は、可能な限りその要請に応じるものとする。

（給油場所及び給油方法）

第3条 甲が、乙に対し、燃料等の優先的な供給を要請した場合には、原則として乙は、乙が選定する災害対応型中核給油所及び組合SSにおいて供給が行えるようにするほか、可能な限りにおいて、乙が推薦する小口燃料配送拠点において、重要施設等への燃料等の配送を行うこととする。

（情報の提供等）

第4条 乙は甲に対し、災害時に燃料等の優先的な供給の実施に関連して知り得た災害情報等の提供を行うものとする。

（連携の強化）

第5条 甲及び乙は、大規模災害時を想定した燃料等の調達及び配送訓練の実施や情報共有のための意見交換を双方の求めに応じ実施することとする。

2 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、給油所等の指定を受けた乙の組合員に対し、可能な範囲内において燃料の優先的な供給を実施するよう指導す

るものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、災害時においてこの協定が円滑に運用されるよう必要の都度給油所等の所在地、電話番号、連絡責任者等の情報交換を相互に行うものとする。

(有効期間)

第7条 本覚書は、本書締結日から効力を生じ、協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

(守秘義務)

第8条 乙及び乙に加盟する組合員は、災害時において配送等の活動により知り得た秘密を漏らしてはならない。その活動が終了した後といえども同様とする。

(付則)

第9条 本覚書に定めのない事項または、疑義が生じた場合は、甲及び乙は、その都度誠意をもって協議し、速やかに解決するものとする。

以上、この覚書締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙の記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和元年10月31日

甲

松山市南堀端町2番地2

愛媛県警察本部

本部長 篠原 英樹

乙

松山市愛光町1番地24号

愛媛県石油商業組合

理事長 三原 英人

災害時における建設機材の提供及びオペレーターの派遣に関する協定書

愛媛県警察本部（以下「甲」という。）と一般社団法人愛媛県建設業協会（以下「乙」という。）は、災害時（地震その他の災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合をいう。以下同じ。）に人命救助のため迅速な救出救助活動が必要な場合における機材提供及び同機材を操作するオペレーターの派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、愛媛県内における災害時の人命救助において、甲の要請に応じ、乙が保有する機材提供及びオペレーターの派遣に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に機材を使用する救出救助活動が必要な場合は、乙に対し、機材提供及びオペレーターの派遣について協力を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等による口頭又はその他の方法により要請することができ、後日速やかに書面を提出するものとする。

3 甲は、乙に対し、あらかじめ緊急時の連絡窓口、連絡方法等について協議することができる。

（協力実施）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けた場合は、優先的に機材の提供及び運搬並びにオペレーターの派遣による協力を行うものとする。

2 乙は、前項の協力を的確に対応するため、可能な限り保有機材等の供給可能な体制を保持するものとする。

3 乙は、協力を行う際、道路不通等により機材の提供及び運搬に支障が生じた場合又はオペレーターの派遣が困難な場合は、その対策について甲と協議するものとする。

4 乙は、救出救助活動を迅速かつ効果的に行うため、甲の要請に応じて甲の指定する場所に入り、甲と連携して必要な作業を行うものとする。

（機材の引渡し）

第4条 やむを得ずオペレーターが派遣できず、機材提供のみを行う場合は、引渡し場所等必要な事項について甲乙協議の上、決定するものとし、甲は、当該引渡し場所に職員又は甲が指定する者を派遣し、機材を確認の上、引渡しを受けるものとする。

（費用負担）

第5条 甲は、乙が提供した機材提供に係る対価及び燃料代、乙が行った運搬に係る費用並びにオペレーターの派遣に係る費用について負担するものとする。

2 前項の費用は、災害時直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(補償)

第6条 第2条の規定により救出救助活動に従事した者が、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がない場合には、次に掲げる場合を除き、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例（昭和63年愛媛県条例第26号）を適用する。

- (1) 当該従事者の故意又は重大な過失による場合
- (2) 当該負傷、疾病又は死亡が、第三者の行為による場合
- (3) その他救出救助活動の実施に起因しない負傷等、補償することが適当でない場合

2 第3条に規定する協力実施に伴い、乙が第三者に損害を及ぼした場合又は乙が提供した機材に損害が生じた場合は、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲乙協議するものとする。

(雑則)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、甲乙いずれからも協定解消の申出がない場合は、協定期間を1年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

2 前項の解消の申出は、30日前までに、相手方に文書により申し出るものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年12月21日

甲 松山市南堀端町2番地2
愛媛県警察本部

本部長 松下 整

乙 松山市二番町四丁目4番地4
一般社団法人愛媛県建設業協会

会長 中畑 健右

10-31 （防災危機管理課）

災害時における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定書

愛媛県（以下「甲」という。）と愛媛トヨタ自動車株式会社、愛媛トヨペット株式会社、トヨタカローラ愛媛株式会社、ネッツトヨタ愛媛株式会社、ネッツトヨタ瀬戸内株式会社、トヨタモビリティパーツ株式会社四国統括支社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、愛媛県内において災害が発生した場合に、甲、乙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、甲が必要と認める施設等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力について必要な事項を定める。

（外部給電可能な車両の種類）

第2条 甲が乙に対して要請する外部給電可能な車両は、次に掲げるものとする。

- (1) 燃料電池自動車
- (2) 電気自動車
- (3) プラグイン・ハイブリッド自動車
- (4) ハイブリッド自動車

（協力の要請と協力内容）

第3条 甲は、災害時における応急対策のため、乙が保有する外部給電可能な車両を必要とする場合は、乙のうち幹事店（以下、「乙幹事店」という。）に対し、書面（様式第1号）で要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後速やかに書面を提出するものとする。

2 乙は、前項の規定により要請があったときは、保有する外部給電可能な車両、装備等の範囲内で、可能な限り貸与するよう努めるものとする。

3 乙は、災害による停電の発生時、甲より要請がない場合でも、販売店店舗等において、近隣住民への給電協力を努めるものとする（携帯の充電等へのニーズへの対応）。

4 乙幹事店は、甲の要請する車両台数に対して、乙の提供できる車両台数が不足する場合、トヨタ自動車に対して協力を要請し、甲の要請に応えるよう努める。

（外部給電可能な車両の引渡し）

第4条 乙は、前条の規定による甲からの要請を受け、外部給電可能な車両を貸与する場合は、車両燃料を満タンの状態にして貸与するよう努めるものとする。

2 乙は、避難所等、甲の指定する場所までの車両の搬送、使用方法の説明を行うものとする。ただし、災害等の状況により、車両の搬送が困難な場合は、甲、乙両方で協議し、引渡しの方法を調整するものとする。

(車両の通行)

第5条 甲は、乙が外部給電可能な車両を運搬し、及び提供する場合には、当該車両に対し、必要に応じて「緊急通行車両確認証明書及び緊急通行車両についての確認に係る標章」の交付手続きを速やかに行うなど可能な範囲で支援するものとする。

(貸与期間)

第6条 外部給電可能な車両の貸与期間は、災害発生から3日間程度とする。期間変更の必要がある場合は、甲、乙が協議の上、決定するものとする。

(報告)

第7条 乙は、第3条の規定による甲からの要請を受け、外部給電可能な車両を引渡した場合は、甲に対し速やかに書面（様式第2号）を提出するものとする。

(外部給電可能な車両の返却)

第8条 甲は、貸与を受けた外部給電可能な車両を返却する際は、車両の燃料を満タンにして返却するものとする。ただし、乙から甲へ貸与する際に燃料が満タンの状態でなかった車両については、甲乙両方で協議し、対応方法を調整するものとする。

2 乙が甲に貸与した外部給電可能な車両の返却時期及び返却場所については、甲、乙両方で協議のうえ、決定するものとする。

(費用負担)

第9条 甲の要請に基づき乙が行った外部給電可能な車両の貸与期間中に係る経費（実費負担額）については、甲が負担するものとする。ただし、乙から費用負担の申し出があった場合には、この限りではない。

2 前項の費用は、発災直前における適正価格を基礎として、甲、乙が協議の上、決定するものとする。

(費用の支払い)

第10条 甲は、乙から費用の支払い請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

(補償)

第11条 この協定に基づく業務期間中に生じた以下の損害の補償については、その損害の帰責理由があるものが、補償責任を負うものとする。ただし、自動車保険が適用される場合の取扱いは、第12条の規定によるものとする。また、責めに帰すべき事由が不明な場合は、甲、乙が協議の上、決定するものとする。

- (1) この協定に基づき業務に従事したものが、この協定に基づく業務に起因して死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合
- (2) 事故等により、第三者に物的あるいは人的損害を与えた場合

(車両保険の扱い)

第 12 条 乙は、外部給電可能な車両の貸与にあたり乙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙へその旨を連絡し、乙の加入している保険の適用を受けるものとする。

2 前項の保険の適用に際しかかる費用については、全て乙の負担とする。ただし、甲の故意または重過失によって保険の適用を受けるに至った場合、あるいは保険の適用が受けられなくなった場合は、免責分も含め甲の負担とする。

(故障等)

第 13 条 乙の提供した車両その他周辺機器等が故障又は何らかの原因により使用できなくなった場合は、甲は速やかに乙幹事店に連絡するとともに、乙は当該車両を交換する等して、業務を継続できるように努める。

(使用上の留意事項)

第 14 条 甲は、貸与を受けた外部給電可能な車両を以下のとおり使用するものとする。

- (1) 使用条件を守り、電力供給を目的として、極力、安全な場所で使用する。
- (2) 原則として、愛媛県内、甲が指定する場所で使用する。
- (3) 使用者は、甲の責任の元、使用する

(連絡責任者)

第 15 条 甲、乙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め書面（様式第 3 号）、により報告するものとする。また、毎年 4 月 1 日に相互に最新情報を報告し、途中で当該連絡責任者に変更が生じた場合は、その都度、相互に報告するものとする。

(外部給電可能な車両の情報提供)

第 16 条 乙は、甲から求められた場合、災害時に外部給電可能な車両の情報を甲に提供する。

2 甲は、乙から求められた場合、貸与された外部給電可能な車両の使用状況に関する情報を、適宜、乙に提供する。

(訓練等)

第 17 条 乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に参加するものとする。

2 前項に規定する訓練の協力に要する費用は、原則として乙の負担とする。

(普及・周知活動)

第 18 条 甲、乙は、県民の自助による減災を促進するため、外部給電可能な車両の普及や、災害時の車中泊の周知について、協力して取組む。

(協議)

第 19 条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲、乙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第 20 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して 1 年間とする。

ただし、この協定の有効期間満了の日の 2 ヶ月前までに、甲、乙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に 1 年間有効とし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書 7 通を作成し、甲、乙がそれぞれ署名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

令和 4 年 2 月 9 日

愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2

甲 愛媛県

知 事 中村 時広

愛媛県松山市宮田町 1 0 9 - 1

乙 愛媛トヨタ自動車株式会社

代表取締役社長 大城戸 圭一

愛媛県松山市空港通 5 - 7 - 9

愛媛トヨペット株式会社

代表取締役社長 横田 知明

愛媛県松山市中央 1 - 1 6 - 5

トヨタカローラ愛媛株式会社

代表取締役社長 松田 卓恵

愛媛県松山市空港通 2 - 6 - 3 3

ネッツトヨタ愛媛株式会社

代表取締役社長 玉置 竜

愛媛県松山市中央 1 - 1 9 - 3 2

ネッツトヨタ瀬戸内株式会社

代表取締役社長 平松 龍一

愛媛県松山市高岡町 4 5 8 - 1

トヨタモビリティパーツ株式会社

四国統括支社長 中村 利浩

外部給電可能な車両の提供協力要請書

様

愛媛県

「災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定書」第3条に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 災害の状況及び協力を要請する理由

--

2 要請内容

(1) 外部給電場所及び車両等の情報

	搬送場所 (自治体名・ 庁舎住所)	外部給電予定 場所 (施設名・ 住所)	提供期間	台数 (台)	使用自治体担当者 (連絡先・役職 ・氏名)
1			自： 月 日 至： 月 日		
2			自： 月 日 至： 月 日		
3			自： 月 日 至： 月 日		
4			自： 月 日 至： 月 日		

※表が不足する場合には別紙としてもよい。

(2) その他特記事項

--

3 要請に係る連絡先担当者

所属名	
役職・氏名	
連絡先	

年 月 日

外部給電可能な車両の提供協力受書

愛媛県 様

会社名

代表者名

「災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定書」第3条に基づき、車両を提供しましたので、第7条の定めにより、下記のとおり報告します。

記

1 外部給電可能な車両の提供実施内容

	提供実施日	提供場所 (自治体名・庁舎住所)	提供期間	車種	台数 (台)
1	月 日		自： 月 日 至： 月 日		
2	月 日		自： 月 日 至： 月 日		
3	月 日		自： 月 日 至： 月 日		
4	月 日		自： 月 日 至： 月 日		

※表が不足する場合には別紙としてもよい。

2 報告に係る連絡先担当者

会社名		
役職・氏名		
連絡先		

災害時における連絡責任者届

団体名【 】

連絡先（窓口責任者）

	第 1 連絡先
担当部署	
役職・氏名	
電話番号	
F A X	
E メールアドレス	

	第 2 連絡先
担当部署	
役職・氏名	
電話番号	
F A X	
E メールアドレス	

（目的外使用禁止）

「災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定書」に記載する事項以外には利用しないこと。

10-32

災害時等における食料（防災おにぎり）の調達に関する協定書

愛媛県（以下「甲」という。）と株式会社トヨウケ（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和 36 年 法律第 223 号）で規定する災害、その他重大な事件・事故等が発生した場合、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に必要な食料（防災おにぎり）（以下「食料」という。）の調達に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、災害時等において、甲から乙に対して行う食料の調達に係る協力要請に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（業務の要請）

第 2 条 甲は、災害時等で必要があると認めるときは、乙に対して、食料の調達を要請することができる。

2 前項による要請は、協力の内容や期間等を明らかにし、「食料発注書（様式第 1 号）」により行うものとする。ただし、文書で要請するいとまがなく、緊急を要する場合は、電話等により要請を行うものとし、後日速やかに「食料発注書」を提出するものとする。

（食料の運搬、引渡し）

第 3 条 食料の引渡し場所及び運搬については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

2 甲は、引渡し場所に職員を派遣し、食料を確認のうえ引取るものとする。

3 甲は、前項の職員派遣及び引取りを市町に代行させることができる。

（業務の報告）

第 4 条 乙は、要請された業務を実施したときは、甲に対し、適宜その進捗状況を報告するとともに、業務を完了した後、速やかに「業務実施報告書（様式第 2 号）」により、その状況を報告するものとする。

（車両の通行）

第 5 条 甲は、乙が食料を運搬する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるよう支援するものとする。

（費用の負担）

第 6 条 乙が調達した食料の対価は、甲が負担するものとする。

2 乙が行う食料の運搬に係る費用は、乙による通常の商品配送業務と同様、甲が負担するものとする。

3 前 2 項の規定により甲が負担する額は、災害等の発生直前の当該地域における適正価格を基準とし、甲乙が協議の上、決定するものとする。

(費用の支払)

第7条 甲は、乙からの請求に基づき、前条の規定により定められた費用を乙に支払うものとする。

(第三者等に対する損害賠償)

第8条 乙が、業務の実施に伴い、甲又は第三者に損害を与えたときは、その責めに帰すべき事由によるものを除き、甲乙の協議の上、その賠償を行うものとする。

(業務に従事した者に対する損害補償)

第9条 第2条に規定する業務に従事した者に、死亡、負傷、疾病等の健康被害が生じた場合、その損害補償は、乙の責任により行うものとし、甲はその責を負わないものとする。ただし、甲が派遣した職員（代行者を含む）については免責されるものとする。

(連絡責任者)

第10条 甲及び乙は、互いの意思疎通を迅速かつ円滑に行うため、あらかじめ連絡責任者を定め、「連絡責任者届（様式第3号）」により、協定締結後速やかに報告するものとし変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(有効期間)

第11条 協定の有効期間は、令和6年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに、甲乙いずれからも文書による協定終了の意思表示がないときは、1年間自動的に更新されるものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及び当協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙の協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通保有する。
令和5年5月31日

甲 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県
愛媛県知事 中 村 時 広

乙 東京都大田区東糀谷六丁目4番17号
OTA テクノ CORE
株式会社トヨウケ
代表取締役 田 中 義 久

食料発注書

年 月 日

（被要請者）

様

（要請者）

「災害時等における食料(防災おにぎり)の調達に関する協定書」第2条第2項に基づき下記のとおり要請します。

記

1 災害及び協力要請を必要とする状況

2 必要とする協力の内容

調達要請期間	調達要請数量	引渡し場所	備考
年 月 日 ～ 年 月 日	(個) 【参考】 _____(個) × _____(日) 《総数》 _____(個)		

（注）調達要請数量は、1日あたりの数量とする。

3 問合せ先

（組織名称・担当者名）

電話番号

FAX番号

メールアドレス

業務実施報告書

年 月 日

（要請者）

様

（被要請者）

「災害時等における食料(防災おにぎり)の調達に関する協定書」第4条に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 実施した業務内容

実施期間	調達数量	引渡し場所	備考
年 月 日 ～ 年 月 日	(個) 【参考】 _____(個) × _____(日) 《総数》 _____(個)		

2 問合せ先

（組織名称・担当者名）

電話番号

FAX番号

メールアドレス

様式第3号（第10条関係）

連絡責任者届

【愛媛県】

1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	
メールアドレス	

2 時間外及び休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		
メールアドレス		

3 勤務時間及び休日

- ・勤務時間：
- ・休日：

【 】

1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	
メールアドレス	

2 時間外及び休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		
メールアドレス		

3 勤務時間及び休日

- ・勤務時間：
- ・休日：